

参議院文教委員会會議録第二十九号

昭和三十一年五月十八日(金曜日)午後一時十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君
理事 有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
白井 勇君
田中 啓一君
中川 幸平君
三浦 義男君
三木與吉郎君
秋山 長造君
安部キミ子君
荒木正三郎君
村尾 重雄君
矢嶋 三義君
高橋 道男君
竹下 豊次君

國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

政府委員

内閣官房副長官 田中 榮一君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君

事務局側

常任委員 工業 英司君
会専門員

○本委員会の運営に関する件

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加賀山之雄君) これより文教委員会を開会いたします。

先刻の理事会の経過について報告いたします。まず昨日の参考人より意見聴取の問題について、今後の取扱いを協議いたしました結果、参考人の公述には不一致点があるのでこれをさらに追及しなければならぬという意見、この点はこれ以上解明することは困難であるという意見、問題は公聴会の適法性、公述人の公述の信憑性の認定にあるのであるから、これ以上追及する必要はないという意見などが強く述べられました。結局、この取扱いについては、保留いたすことと相なりました。

次に、二法案の取扱いについて協議を行いました。一般質疑を最小限度火曜日まで継続したいという意見、本日にも一般質疑を終つたらどうかという意見、おそくとも二十二日には討論採決を行ふべきであるという意見等が述べられました。御承知のごとく、今日まで公聴会を含めて相当長時間の審議を行なつて参り、すでに多くの点が解明されて参つておると存じますが、この点についてはなお最後の意見の一致を見るに至つておりません。

で、本日委員会散会後に協議を行うことといたしました。

以上報告の通り取り扱うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加賀山之雄君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加賀山之雄君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び同法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○湯山勇君 ただいま私も公選、任命それから教育の安定性の問題、その理由についてお尋ねしておるわけでございますが、ずいぶんこの問題については御質問もございましたので、残つておる幾つかの問題をこの際お尋ねしたいと思つております。それは現在の公選による委員、これは住民の意思によつて選ばれたわけでございますから、この選ふことに対する意思というものは、それぞれの選んだ人の意思がここに働いておる、こういう関係にあると云うことができると思つております。ところが任命制になつて首長がこれを任命するといふことになれば、いろいろ政治的な配慮がなされるとしても、ともかくも首長の意思が中心に働くことだけは事実でございます。そういう段階においては首長の、平凡な言葉でいへば、嫌いな人、気に入らない人、そういう人は選ばないものであつて、たとえば政党内閣しておる人であつても、

属していない人であつても、ともかくもまず何らかの意味において気に入る人を選ばないといふことになるのではないかと云うことを懸念いたしますが、この点いかがが大臣はお考えでしょうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 首長はそれ自身選挙されて職についておるのであります。そして国民全体のためを考へて職務をとるのでありますから、必ずしも自分一個の個人的愛憎好悪で職をとらないと私は信じております。

○湯山勇君 具体的な例を申し上げますと、たとえば労働委員でございます。労働委員は使用者側、労働者側、中立、こういう三者構成になつておりまして、労働者側委員は労働団体の推薦によりますし、使用者側の委員は使用者側の団体の推薦によります。で、中立の委員はその両者の協議によつてきめるわけでございますけれども、その労働者側、使用者側、さらに中立側から選んで推薦した委員を知事が拒否した、それは、どうもあれは困るといふような理由で拒否した実例を私は私の県においても二、三以上知つておるわけでございますが、そういう場合が教育委員の場合もあり得るのではないかと。特に今の例で申し上げますならば、労働者側の委員、使用者側の委員、こういうのでなくて中立の委員について、知事がそれは困るというので拒否されました。そういう場合が教育委員の場合も起らないという保証は私はできないように思ふのでございませうけれども、大臣は絶対に起らないという確信をお持ちでございませうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 人間界のこととありますから、人間それ自身の弱点を考慮に入れなければなりませんけれども、しかしながら教育の場合は、教育の中立性を保ち、次の時代の青少年を育成する教育委員を選ぶのでありますから、長もこれに同意を与える、議員も良心的に最善の者を選んで下さると、かように私は信じております。

○湯山勇君 その場合にやはり今大臣がおっしゃつたように、人間ですからそれぞれ好みがありますし、あるいはまた判断の誤りもなきにしもあらずといふことも言えると思つております。特に私が例にあげましたのは、労働委員の中でも特に公平を保たなければならぬ中立委員についてそういう事例があるといふことを申し上げたわけでございますが、それだとすれば、あるいはこれは他の委員から御質問があつたかもしれませんが、最初の選ぶ段階において、労働委員においてなされておるうちに、それを推薦する母体とか推薦する機関、そういうものを考える必要はないだろうかどうだろうか、この点について大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 法律では御承知の第四条で、人格が高潔で、教育、学術、文化に対して識見を持つておる人、こういうことを条件として長が提案し、それに対して同意を議會が

与えるのであります。これは法律の規定です。しかしながら運用に際しては、おのずから適当な推薦母体が現われるところもありましようし、あるいはまたあらかじめ町会、議会で懇談をするようなことも行われようと思ひます。そこは住民ないし議員の善意に信頼するはかならうと考へます。

○湯山勇君 私がお尋ねしておるのは、自然発生的に推薦母体ができる、推薦母体のような性格を持ったものができるということだと、それぞれの首長が、あるいはある人はある団体の、たとえば農民団体とか農協とかそういうバックを持っている、あるいはある人は労働組合の背景を持っているというようにことになれば、自然発生的なそういう推薦母体になるようなものは、その推薦母体自身が偏向する、片寄ってくるという懸念があると思ひます。そこでそういうことにならないためには、大臣も自然発生的な母体というよりなものについては、今のようにお認めになつておられるわけですから、それならばいさうものを法的に規定する、そして推薦母体自身が片寄らないようにするといふことをお考へになる必要はございませんでしようか。

○國務大臣(清瀬一郎君) これも私の言つたことを少し伸ばし過ぎてお問ひであります。推薦母体を認めたとおつしやるけれども、それは私は言わなかつたつもりであります。法律においては、長が人格高潔で、教育、學術、文化に識見を持つておるものを選んで提案し、議会がこれに同意を与えることが法律だけれども、實際において

やつてみれば、町村内にあるいは母体ができたり、あるいはまた町村の協議会、懇談会といったようなものを行われることもあるであらうといふことを言つておるので、直ちにそういうことが全国に行われるといふことを保証したのじやございせんから、それは御了解をお願いいたします。そこでもしそういう傾向が實際は濃厚になつて、それには日本のほとんど慣習ともなるといつたようなときになりましたら、今湯山さんのおつしやるようなことも考へなければならませんけれども、今これは海のものとも山のものともわからぬことで、せつかくこの案のねらいは、選挙された長が選挙された議会によつて選挙、これでもつて民主主義を貫くのだ、こゝういふことでやつておる最中に、それを制約する母体を公認するなんといふことは、今はちよつと問題にいたしかねると思ひます。

○湯山勇君 その問題に対する大臣の御所見は一応わかりました。そこで大臣は常々選挙された長が選挙された議会に諮つてきめることが、これはきわめて民意に沿うものであるといふ意味の御発言をなさつておられますけれども、そこには私は非常に大きい問題があると思ひます。そしてそのことは公選の場合と非常に違つた要素が出てくる可能性があると思ひます。たとへて申しますならば、公選によつて選ばれた首長であつても、それはある立場をとつております。そしてしかもその首長は一人ですから、たとえば政党内閣を持つている人であれば、自由民主党の首長といふことになれば、これは百パーセント自由民主

党の首長です。これには一パーセントの他からの介在も許しません。それから議会も同様でございまして、多数の原則に従うわけでございますから、さうなつてくれば多数で定められた意思といふものは、これもまた百パーセントさういふ性格を持つております。従つて個々の住民が勝手に選んで出てきた者と、さういふ二つのフィルターを通して出てきたものとの間には非常に大きな違いがありまして、それを同じようにどちらか民意を代表するものといふ規定の仕方には若干の相違があると思ひますけれども、その点については大臣はどういふふうにお考へでしようか。

○國務大臣(清瀬一郎君) ちよんこの直接選挙は投票という直接の民意によつて出てくる。私どもの方の案は、民意によつて出てきた人がさらに選ぶ。しかしながらそれには一定の条件をつけて、一党派に偏しないようにこの工夫でやる方がいふんぢや、こゝういふ案であります。前のお尋ねのこととも牽連しますが、實際問題として私はその方がいふんぢやあるまいか。話は違ひますが、今国会で各種の人事の御承認を受けておりますが、あれが自由民主党から推薦はしますけれども、非常にさへこひいきな推薦をしたといつて国会で非難され、あとから世間に問題になるようなこともないのです。きのう、きょうもあつたと思ひますが、金融の委員会とか、あれと同じように衆人環視の中で首長が議会の同意を得て、教育委員はこれがよからうといふて提案するの、まるきり私は見當違ひの政党ガリガリの者が出てくるというまでには私は思つてお

りません。法律では、それに当選すれば積極的の政治運動はできぬ、政治の役員にはなれぬ、しかも人数は同党派では二人しかいけぬ、こゝういふことで法律の真意はよくわかり、住民もまたそれを知つておりますから、そこで教育委員といふのはみなが納得するようものを市長さん、町長さんもお選びになると、こゝういふ善意をもつてこの案は書いておるのであります。

○矢嶋三義君 関連して伺ひますが、ただいま文部大臣が国会の承認を得て任命する各種委員については、不都合だつたといふような例をほとんど知らない、従つて教育委員を首長が提案し、その案を議会が承認するようになるこの形で非常に民主的であり、けつこうだと、こゝういふ御発言ですが、私はこの国会に参つて六カ年間議院運営委員をやりましたが、あの国会の承認の人事といふものは、これは議院運営委員会に出て、それから本会議に出ていくわけですが、政党によつてそれぞれの見解は異なるにせよ、吉田内閣時代から鳩山内閣を通じて、一貫してわれわれが常に指摘して参つたことは、あの各種委員は政府側が推薦提案して、国会の承認を得る場合には、その人物は固定されます。時間が長くなりませんが、たとえば小林さんなんかといふのはどんな場合でも出てくるのです。一人でも十幾つも委員に任命されているような形で、要するに政府側から提案してくるものは、すべて政府の政策を支持する、いわばその時の政府のひもつきと申しますか、さういふ人物が推薦されてくるんです。さういふ形態と、それから委員を各政党、会派の

勢力に比例配分して、各党から推薦を請う、それを形式的に議会で承認するという形がありますが、その場合は、それぞれ各政党の方から推薦して参りますから、これはその政党色がつくことはいか悪いかは別問題として、問題ないわけですが、要するにこの内閣の責任においてある種の委員の人物を提案してくる場合には、確かに色がついております。私はこの形が今度の教育委員の任命制の場合に出てくるのではないかとこゝういふことを非常に心配しております。そこで一言伺ひわけですが、先ほどから、湯山委員からも質問がされておるようですが、あなたの案をかりにやるとしてでもすね、一歩進むと申しますか、下ると申しますか、その立場によつて進むともあるいは下るとも言えると思ひますが、先般公聴会において森戸公述人が申されました、あの刷新委員会の建議に基いての推薦母体を作つて、そこから推薦母体を選んだ人物を、今のあなたの案にある、議会がその中からいづれかの人物を選定承認すると、こゝういふ形は、要するに森戸公述人の公述要旨です、これは文部大臣はいかようにお聞きになられたか、関連してお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) いかように聞いたとおつしやるのは……。
○矢嶋三義君 というのは、賛成か反対か、傾聴に値したかどうか。
○國務大臣(清瀬一郎君) 森戸公述人の公述も伺ひましたし、それより前に刷新委員会のあの決議はよく何べんも読んでみました。しかしそれよりもですね、やはりあれは一つは複雑であるのと、その推薦母体といふものの構成が

なかなかむずかしい、しかしながら今日昔のような官選の知事があるわけでもありませんから、やはり選挙に信頼いたしまして、選挙された長が、選挙された議員の同意を得るというところに結果はなると、こういふので、森戸君の言ふことは知らないんじゃないんです。よく知っておりませんけれども、これよりはこの案の方がいいという考えであります。(それなら公選制やったらいいじゃないかと呼ぶ者あり)

○湯山勇君 今大臣の言われたことは、私はわかつたつもりでおつたのですけれども、またお聞きしなければならぬなりました。理由とするとこれは、本案の方が森戸公選人の案よりもいいというのは、推薦母体を作るのがめんどうくさいと、複雑だと、こういう理由でならば、私はこれは大へん重大だと思ひます。そこでこの、それだけの理由なのか、もっと根本的な理由があらになるのか、この点はぜひ伺いたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) あれは複雑である、それから町村民に直接責任を持つておる町村長が直接責任を持つておる町村議会、または県議会の同意を得ればそれで民主主義の趣旨は達すると、この二つであります。

○湯山勇君 趣旨を達するとか達しないとかという事は、これはまた議論を蒸し返せば長くなります。それはなぜかと申しますと、大臣はフォア・ザ・ピープル、バイ・ザ・ピープルと、公選による方がより民主的だといふことは、最初からお認めになつておるわけですが、ただ単に民主主義といふ点からいへば、確かに公選の方が民主主義だけれども、その以外に、今日

の実情に立つていろいろな問題があるから、こういう形をとつたんだとおつちやつておる。だから民主主義といふことだけを唯一の基準にすれば、これは公選制を廃止する論議は出て参りません。さらに申し上げると、今日国家の最も重要な理想であるとするならば、たとえどのような利便な点が出てきたとしても、あるいは民主主義を實施するための必要な要素があつたとしても、民主主義を第一義に考へていくならば、公選制を任命制に変へるといふやういふ結論は出てこないのです。ただいまの大臣の御説明には納得ができません、大臣の以前のお話とも矛盾して参りますから、そういう抽象的な、民主主義はこれでも変へないんだというやうなことはなくて、手続あるいは操作が面倒だといふこと以外に、実際の問題としてどういふことが問題なのか。選ばれた首長が選ぶという点については、必ずしも推薦母体が定員だけを推薦しなくても、定員の二倍なり一倍半なり、労働委員なんかではやはりやういふやり方をとつておられます。そういうふうな推薦母体から推薦した人の中から首長が選ぶという形にすれば、それはやはり首長が選ぶという原則は変へないし、そのものを議會が承認するといふことも変へないわけですから、この点は私は本案を考へていく上においてやはり一つの重要な点だと思ひますので、重ねてお尋ねするわけでございます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 湯山さんの御質問の説明のうちにありました通り、民主主義は国民によつて、すなわちバイ・ザ・ピープルといふことだけ

ではなく、国民のためになること、すなわち目的主義も入つておるんであります。英語でいへばフォア・ザ・ピープルであります。で、目的が入つておるといふことは、操作が簡明だということもやはり目的の一つであります。出てくるのが中立性を保つていふことも一つであります。そこで私どもの案は操作は比較的簡單で、出てきたのがやはり直接選挙の選挙区争の延長とならぬやうに、落ちついて中立を保ち得る、この目的を達しますから、一方において、なるほど直接選挙はいたしませんけれども、直接選挙された人がきめるんだから、これくらいなこととはやはり民主主義にそむかないものとして受け取つて、目的すなわち教育の中立、能率といふやうなことは、これがいいんだから、この案は教育刷新委員会、すなわち森戸案よりも、これは現在の直接選挙案よりも、今のところこれが現在としては一番日本に適しておると、かように考へておるんであります。

○湯山勇君 大臣の御答弁からは私は積極的にこの案の方がいいという理由を受け取ることができないので、これは非常に遺憾に思ひます。しかしこれは以上は見解の相違になると思ひますから、次に移りますが、今大臣はこの方法によつて選挙区争の延長になることを防ぐといふことをおっしゃいました。私が次にお伺ひしたいと思つておつた点はその点でございます。最初私の考えを申し上げましたならば、選挙区争の延長になる可能性は公選の場合よりもはるかに任命の方が大きいといふことを指摘してお尋ねしたいわけでございます。それはこの人格高潔

とか意見を持つておるとかいう抽象的な言葉で規定されておりますけれども、これはいろいろ見方、考へ方があつて思ひます。たとえば私なら私に對しても、同じ私の県民で、あれはどうもけしからぬやつだといふ人もたくさんあるけれども、中にはまたあれはなかなかいいやつだといふので、一票入れて下さつた方もあるわけでございます。そこで、選挙といふものはそういった要素を含んでおりますから、しかもその選挙が、大臣が今おっしゃつたやうに首長の選挙となりますと、ただ一人をその地域から選んで、従つて極端な場合には、その地域住民の約半数がその首長に對してはよくないといふ考へを持つてゐる、地域の住民の半数よりやや多い程度がその人はいない人だところ思つてゐる、こういう性格を持つた知事が自分の考へで選ぶとすれば、選挙段階は知事なり首長の考へです。それから、そのものが選ぶとすれば、決して自分に敵対したもの、あるいは反対派の運動をやつた人、そういう色彩を持つておる人は避けると思ひます。これは現在の公安委員にしても、人事委員にしても、県の会計監査にしても、議會から選ばれるもの以外については、同じことがどの点でも見られます。そうすると知事の選任にまかせておけば論功的な人事あるいは自分のよく知つた人、気に入つた人、そういう人を選ぶ可能性がでてくるのは人情の自然だと思ひますけれども、選ばれた人のよしあしではなくて、そういうふうになる傾向を持つことは、事実問題として大臣もお認めにならなければならぬと思ひます。なお例をあげますならば、ある人ですけれども、知事

選挙に敗れた人が、やはり先ほどお話ししたやうに、国会の承認を経て某委員に任命されておる実例も私は存じております。そういうことを考へますと、公選の場合にはそういう政党色、片寄りはなくならずけれども、首長の任命といふことになれば、そういう傾向も一そう強くなる、こう考へられるのではないかと実情から考へるわけでございますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 公選の場合には、選挙が勝つのが目的でありますから、教育委員会の選挙に限つて半勝ちなどというところは言えぬのです。全部勝ちたい、全部勝つといふのは、目的は五人とも自分の党派にしたい、できないでもマジオリティはとりたい、こういうことで選挙が行われるのです。(そんなことはないでしようと呼ぶ者あり)ところが今回はこの前提の場合においてはそうじゃなくして、同じ党派からは二人しか選ばれない、五人の場合のことをいふのですが、三人以上はとつてはいけないという第一制限があります。これが一つで、もう一つは、この案では、かくのごとくして出てきた政党所属の委員であつても、政党の幹部にはなれない、積極的政治運動をしてはならない、こういう制限を置いておるのであります。しこうして、この人格高潔云々の文字も全く無用ではございません。これを規定しておるのに人格高潔ならず、教育、學術、文化には全く知らぬやうなものが選ばれるといふとどうなるでしよう。一番先に非難を受けるのはこれを推薦した町村長であります。その次に非難を受けるのはこれに同意した町村會議員でございます。ここにも一つのチェッ

クがあります。これらのことを総合して實際やってみますという、この案でやる方が、穩健で着実に教育委員たるの使命を果すのに適切な委員が構成されるであろうと、こゝういふ信念でこれを書いておるのでございます。

○湯山勇君 私はこゝういふ誤解された答弁をいただかないようにと思つて具體的な例もあげたわけでございませう。

ただいまのような御答弁は繰り返して大臣から伺つておりますから、よくわかつております。しかしこゝで申し上げなければならぬことは、大臣の御答弁には前提が二つあります。その二つの前提自体に問題があるわけで、教育委員を独立しようというので、その定員一ぱいの候補者を立ててやつた政党があれば御指摘願ひたい。また、教育委員の定員一ぱいの候補者を立てて推薦して選挙した団体があれば、これも具體的に示し願ひたい。私の知つておる限りにおきましては、教育委員だから全部をとらない方がいいという考えで、七人の場合には三人、あるいは四人を推薦する、こゝういふ配慮は推薦するもの自体がやつております。私も実はこゝういふ経験をしたして参つております。私は最初の教育委員の選挙のときには三名の人を推薦いたしました。そしてこの三名の人を推薦すれば、全部を推薦するといふようなことをするよりも、よりその趣旨に沿つてのだからと、この次に二名にいたしました。しかしその国民の良識は大臣がお考えになつておるようなものとは違つて、こゝういふ方向に進んでおると思ひます。すべての教育委員を独占しなければならぬ、独占するために努

力するといふよりよきな考への人、それこそむしろ委員会制度を誤まつておる人であり、誤解しておる人であつて、大臣がもしこゝういふことをお考えであれば、大臣自身が教育委員会制度に対する御理解がなくて誤解されたところからこの法案が出てきた、こゝう断定しなければなりません。

第二の前提は、大臣は政党内とか、党派に属するといふことに主眼を置いておられますけれども、政党内というものは、政党に入つておるから絶対的に政党活動をやらないのだ、こゝういふ性格のものではありません。たとへば政党内に属していても、あるいは社会党に所属していても、社会主義のために社会党の人以上に働いておる人をたくさん、これは大臣も御存じだと思ひます。あるいは自由民主党に所属しておられない方でも、黨員以上に自由民主党のために尽しておる人のあることも御存じだと思ひます。今日の段階では、政党に入つておるといふことが、その人の行動、生活を規定する根本的な要素ではありません。だから同じ政党に入つておるものの数を制限するといひましても、その期間だけ脱党する。こゝういふことも可能でございませう。こゝういふことを考えますと、党に入つておる人の数といふものだけを基準にして、中立あるいは片寄る、こゝういふことを判断するその考え方に問題がございませう。そこでこゝういふ問題を離れて、私は實際問題を御覧しておるわけであります。今日選挙によつて、相手方と激しい選挙を戦つてきた人が、相手方陣営の人を人格高潔だからといつて任命する、こゝういふ場合が

あり得るかどうか。こゝういふことは当然あるだろうといふように考えられるかどうか、實際問題として大臣のお考えを承りたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) 一番初めのあなたの説明の初めの部分の、ある党派が教育委員の全部をわがものにしようとした例があれはこゝういふことと

ございませうが、先日以來たびたび申し上げておる通り、この案は過去にそれがあつたからといふのじゃないのです。昨年以來の日本の政治情勢から見れば、こゝういふことになり得るといふのでございませう。あなたの党派も地方にだんだんと力をお伸ばしになる、私の方方も及ばずながらやつておるので、この情勢は忌むべきことじやございませう。二大政党組織が発達すれば當然のことではあります。それがこゝう三年、五年続いていくといふと、村内においてやばり社会党勢力の強い村ができて、また私どもの方の友人の多い村ができて、こゝういふこともあり得るといふことを申し上げておるのであります。ないでしよるか。私はきつとあると思ひます。

と、教育もある主義化するという一番手近なことは、教育委員会をその主義をもつておつたといふことなんですよ。(危ないことですよ)と呼ぶ者あり)でありますから、全く架空のことじやなく、まあ現在の状態をもつて明日を推せば、そのおそれはあるものと私は見てこの案を立てております。

それから表面きの政黨員じやなくて、党に近い者がある。またみすみす政党内に属しておつても脱党しておる、こゝういふ者もあるとおつしやつた。それはそうです。そうでありませうが、しかしながら、個人を見る場合には、やはり党籍の有無を標準とすることは一つであります。なぜならば、党籍がある者は党の規約決定に従わなければならぬ、しかし党籍がなくして、その党のシンパたる者は党の決定に服しませんから、そこで一つ線を引くのはかたがたではないでございませう。しかし黨員として登録はせぬけれども、みすみすそうだとしたやうなものを選ぶことはよろしくありません。この人格高潔云々の全体の条件にも反すること、それは避けなければなりません。そのことは申し上げておられます。いろいろ湯山さんから御質問がたがた私に向つて忠告、訓告があらまされたけれども、私はやはり今に至るまでこの案を国のためには一番いい案、かゝうに考えておるのであります。

のであります。これは私どもが指摘いたしましたように、また、ただいまも湯山委員からいろいろ指摘されましたように、任命制の方がかえつて政治的偏向、政治的中立性を失ひ、こゝういふことを口をすっぱくするほど述べてきたのであります。私はこの際任命制の問題と教育の自主性の問題について少し大臣にお伺ひしたいと思ひます。

この間から教育の自由ということが言われておまして、この委員会でも教育の自由とは何ぞやといふやうな議論がかわされました。しかし今日必要なことは、私は教育といふものが自主性を持つて行われるといふことは、何人もこれは認める点であると思ひます。不当な支配に服することなく自主性を保つといふことは、非常に大事な問題と申すのであります。ところがこの自主性を保持するといふ観点から任命制の問題を考へて参りますと、そこに非常な疑義が起つてくるのであります。今、提案されておる原案によりますと、知事が議会の承認を得て任命する、こゝういふことになります。それは事實どういふふうにして行われるかといふことを考へてみますと、やはり議會における各会派の推薦、それらを勘案して知事が任命する、こゝういふふうな格好が實際においてはおられる場合が多いと思ひます。こゝういふふうにして選ばれてきた教育委員会が果して十分に自主性を持つて教育行政ができるかどうか、これはもちろん比較の問題でございませうが、公選制によつて選ばれた教育委員会と、それからこゝういふふうにして任命制によつて選ばれた教育委員会とどちらが自主性を

持つことができるかという問題であります。私は結論を申し上げます。任命制によるよりは、はるかに公選制の方が自主性を持つことができる、こういふふうに考へておられるわけであり、文部大臣はこの点についてどういふ考へを持っておられるか、御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) あなたの考へる自主性というのは、教育が不当な支配に屈することなくして行われることをおっしゃると思ひます。この案のごとくにして委員会ができましたら、できるのは推薦であります。一たんできた以上はやはり新法の第二十三條の権限を持っており、また、町村長の意思は受けないでいいのであります。完全に独自のやり方であり、最高裁判所の裁判官は、やはり政府で任命しますけれども、任命いたしますから独自の裁判をしておるのであります。任命の手続がこれによるからといって決して自主性、不当の支配に屈するなというところはございせん。その点については、何ら後退をするものではないと思ひます。

○荒木正三郎君 裁判官の例をお引きになりましたけれども、教育委員の場合と裁判官の場合とは、身分の保障の上から考へても著しい相違をいたしておると思ひます。従つて裁判官の例をもつて、直ちに教育委員は何らの自主性を侵される心配はないのだ、こゝういふふうに判断することは私は輕率であると思ひます。それから公選制に比べて任命制をとつても教育の自主性は何らそこなわれる心配はない、こゝういふ御意見でござい

ました。しかし教育委員の任命権は知事を持つておられるわけですから、またこれを解任する権限も知事が持つておられるわけであり、これは明らかに一般国民によつて選挙された場合に比べて、委員会の自主性、さういふものは非常に狭められてくる、こゝういふことは常識であると思ひます。さういふ点、公選制の場合と何にも変るところはないといふことは、これは詭弁だと私は思ふのですが、重ねてお尋ねいたします。

○國務大臣(清瀬一郎君) 公選制の場合でも、これが自主性、不当の支配に屈しないといふのは、やはり独自の、独立の権限を持つておられるのであります。今回のごとき方法によつて選定された委員会でも、やはり独自の権限が与えられておるのでありますから、不当の支配に屈することはないのであります。その間ちつとも相違はありませ

ん。○安部キミ子君 関連して、大臣にお尋ねしますが、ただいま事務局から配付されました政務所別知事、市長数というのがありまして、これは朝日新聞社の調べというふうに書いてあります。昭和三十年の地方選挙の各政党の実態、それから無所属というふうな表が出ております。これを全部申しますと、大へん時間がかかりますので、私、無所属というところから下の保守、革新、その他というところだけをちよつと大臣に見ていただきたいのであります。知事の方を見まして、ずつと数字を拾つて見ますと、最後の改選後の四十六という数に對して、保守、革新その他といつてカッコしてある中で、保守が二十七、革新が六、その他が七

と、こゝういふ数字が出ております。この保守といふのはもちろん言葉の通りでありまして、大體政党的の所屬か、あるいはさういふ政党的な保守的な考へ方をしている人たちだと思ふのであります。さうして数字を見まして、現状では実に保守が多いのです。文部大臣がおっしゃつておられますように、保守が多いのです。こゝういふことで知事さんたちが教育委員を任命されて一休中立性が保てるかどうか、それから下の方を見まして、同じように四百八十六といふこの数字の中で保守の市長さんの数が三百六十三といふ多数に上つておる。こゝういふことで、あなたは先ほどから知事さんや市長さんを選びになる方は、りっぱな教育委員を御推薦になつておっしゃいます、こゝういふ実情から見ても、果して中立的な教育委員が推薦できるかどうか、さういふ教育行政が保てるかどうか、その点御考へいただきます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 日本全体の知事が保守系が多いことは事実でございします。しかしながら教育は中立を要するものでありますから、保守系の知事さん、二名の、当然政党内に属してもいいといふもの、ほかの者もやはり自分の党派で独占しようなんといふ悪い考へは起されないとと思ひます。また、数は少くとも社会、革新系の知事もおられます。この知事も教育委員会を革新系で独占しようとお考へになることはなかりと思ひます。それがすなわち民主主義のありがたで、国民が見ておる前でやることであります。この法案の趣旨に沿つてりつぱな委員を御選定なさることと期待いたしております。

○安部キミ子君 もう一つ。大臣は保守が現状では強いとお認めになりました。しかし今仰せの事例についても、二十七対六といふ力関係、それと下に書いてあるその他といふところは七といふ、その七の性格といふもの、そのものにも多分に保守的なものが實際にあるのです。さういふ現状から見て、あなたがいかうに詭弁を弄して合理化なさうとしても、こゝうした数字がその実例を示しております以上は、これは意味ないことだと思ふ。架空の相手の心を頼むとか、良心を頼むとかおっしゃいます、實際に日本の実情はこゝういふ実情なのです。下の市長さんの数を見ても、こゝういふ実情にある。こゝういふ実情の中で教育委員を選ばれて、さうしてこの人たちに國の教育の責任を持たすといふことは、私は文部大臣のこゝうした法律を出されることについての責任を私は追及しなければならぬと思ふ。こゝういふことで中立が保てますか、はつきり出ているのだから……。数がはつきり出ている、どうして中立が保てますか。この責任をあなたが持たれるならば別ですけれども、国民に持たせようといふのは、これは酷な話じゃありませんか。答へを願ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 五人の教育委員のうちで、同じ党派の者は二人しか選定できないのです。三人はできないのです。しかるに、選挙でする場合に、三人以上が一つの党派から当選することもあると思ひます。選挙で当選した者を退けるわけにはいきません。それゆゑにこの案で、一つの党派がマジョリティをとらぬといふことは、大きなこれは事実として世の中の人たちも知つてもらなければならぬ。

もう一つは、この案では、教育委員会の委員は、たとへば政党内に属していても、積極的政治運動はできないといふ制限をつけておる。もう一つは、党の幹部にはなれぬといふ制限をつけておるのです。選挙でやつた場合に、出てきた教育委員が積極的な政治運動をし、はなはだしきはそゝ地方の幹事長にでもなるといふたような場合と比べて、この案でできた方が中立を保ち得るといふことは、過日以來たびたび述べたところでございます。御了解をお願いいたしたいと思ひます。

○安部キミ子君 私は、政治の、政治的な中立を保つといふ意味じゃないのです。この法案が教育を中立的に保つかといふ意味なのです。でありますから、教育委員のなさる仕事は、いかに教育を中立的に保つかといふことなのです。ところがその教育委員がこゝういふ保守党の、あるいは保守的な考へを持つた人たちの實際数が多くなる、それは當然です。はつきりしているのだから、この表を見ても、これはいかうに二人とか三人とかおっしゃいます、さういふことは架空なこと、あなたが夢に描いておられるようなことなのです。實際あなた自身だつてさういふことをなさらないと私は思ふ。今度臨教審に、いろいろな委員を任命なさるにいたしましたも、保守党の人をたくさん出される、さうして自分の都合のいいような人を推薦なさるのです、これはいかうにおっしゃいます、もうそんなことを弁解するだけむだなことだと思ふのです。そこで今あなたは政治運動、政治運動とおっしゃいます。政治運動を禁止する

からこの委員さんたちは中立を保つのだとおっしゃいますけれども、政治運動をするための教育委員じゃないのです。教育行政の責任を持つところの教育委員でありまして、その教育行政にしましても、この教育というのに対してするものか考え方が私は問題になると思うのです。そういう保守的なものの考え方をしておられるところの教育委員さんが大事な教育行政に当られるという事は、私はこれは大へんなことだと思ふ。しかも、いいにしろ悪いにしろ、その責任を国民が負わなければならぬ、結果的には国民が負わなければならぬ。しかしそういうふうな悪い結果を生ませるようなことをこの法律であなたは作っておられるということに、非常に問題がある。あなたは先ほどからいろいろ、委員会が中立性は保てる、保てるといういろいろなことをおっしゃいますけれども、こういう日本の実情ははつきりしているのですから、このことは素直に認めていただかなければならないと思ふますが、これはお認めになりませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 前の御質問と今の質問を通じて、要点は教育委員会の構成を政党支持に片よることはないか、こういうことと私は解しておるのであります。それでよろしいですか。

○安部キミ子君 ようございます。
○国務大臣(清瀬一郎君) そういたしますれば、もし直接選挙で、無記名単記のアウト・エント・アウトの直接選挙によると、今日の政治の情勢からすれば、やはり教育委員会の選挙も政党の背景で争われるという事は、これは考えなきやならぬです。教育委員会

だから、政党は手を出さぬということには参らぬと思ふます。そういたしまするといふと、政党としては各種の公職に自己の党員を配するがよいとおそらく考えるであらうから、教育委員会には二人よりは三人、三人よりは四人、しまいは全部自分の党派から当選したといふと、その政党はよかつた、成功だといふて喜ぶに相違ないのであります。直接選挙を許した場合には、半分だけだといふたようなことは、これはちよつとできないのです。ところが、今度は選定主義によりましてからして、五人のうち二人だけは政党员は入れてもいいけれども、三人以上は入れてはならぬという制限をこさえておられますから。組織がですよ、これは今組織の問題ですから……地方教育委員会の組織が政党に傾かぬようにするといふことは、この方が安全であります。なお政治運動と教育とは違ひ。一方で政治運動をどしどしやって、教育は中立的意見を持つといふことも、これは理想的でございませうけれども、人間の頭は一つの頭の中です。午前中政党的なこととメートル上げておいて、昼からからつと違つた方に行くといふことは、望ましいけれども、むずかしいのです。人間は自己催眠で、自分の言ふことにかつとなるのです。それでありますから、今回の制度は積極的の選挙運動をしてはならぬぞといふのです。直接選挙で政党员が当選しているのに、その政党员に直接積極的運動するななどといつても、できやしません。選挙で政党から出ている委員は、積極的運動するのが当然です。こういう制限は任命制ならばこそできるのです。

ですから、任命制にもいいところはあります。両方とも欠陥がありますけれども、これを決算いたしますといふと、中立といふことだけを考へれば、やはりこの案がいいんです。あなたや矢嶋さんの先刻の通り……(矢嶋三義君 私のほうは違ひ)と述ぶ)民意が直接反映するんだつたら、それはなるほど直接選挙が直接反映するといふのは私は認めておるんです。その点は間接にはなりますけれども、しかし中立公平な教育委員会を作るのはこの方がよろう、こういうことを繰り返して申し上げておるのであります。

○安部キミ子君 私は責任を問うておるんです。それではもう一べん。直接選挙ならどういふ教育委員があられても、もしかりに保守党の教育委員がたゞさん出られても、それは自分が直接責任を負われるだけの理由があるわけですね。ところが、市長さんとか知事さんとかいふ方は、このような保守党の方が多いという立場で、それで教育委員さんを選ばれて教育行政をなさるというところに、私は問題があると思ふ。それで被害をこうむるのは選挙をしない、選挙を直接しないところのその地域社会の住民なんです。だから、やつぱり私は、あくまでもこの教育の責任は国民にあるといふ建前から、直接選挙でなければ、いいにしろ悪いにしろ、教育に対する関心も薄いし、そして教育のいゝゆる教育委員会法という建前からそれでは考えられない、こゝういふふうに私は考へてゐる。そこであなたは責任とおっしゃいますけれども、直接市民が選挙しないといふで、それで国民に責任を負わすといふことは、私はあまりに酷な話だ、こゝういふふうに言つてゐる。

○国務大臣(清瀬一郎君) 直接に選ばれた委員ではなくても、教育行政はすべて直接国民全体に対して責任を負ふといふことが、教育基本法の十條一項にも書いてあるんです。憲法十五條にも書いてあるんです。選定された委員であるからして責任を負わぬなんていうことは、断じてございせん。責任を負うことは、選挙によつた場合でも任命によつた場合でも、現行憲法がある限り、憲法第十五條第二項によつて責任を負ひ、教育基本法第十條第一項において責任を負うんで、責任に輕重はちよつとございせん。
○安部キミ子君 ちよつと待つて下さい。またおかしなことを言われました。
○委員長(加賀山之雄君) 安部君、質疑ははつきり言つて下さい。
○安部キミ子君 はつきり言つてゐるんですよ。教育委員会法には、直接選挙によつて、そして責任を負ふ国民が負うといふふうに書いてある。
○国務大臣(清瀬一郎君) そんなことはあります。
○安部キミ子君 そんなことはないことはいいです。第一條に書いてあるじゃないですか。(それは違ひ)と呼ぶ者あり)
○国務大臣(清瀬一郎君) 教育委員会法の一はやはり国民に対して責任を負うといふので、選挙によるから負うとはございせん。ちよつとごらん願ひたいんです。
○安部キミ子君 それが常識ですよ、慣例ですよ。ちゃんと前からわかつてゐる。
○湯山勇君 それでは中断いたしました、質問を続けます。今私がお尋ねしておたときにはお答えいたしたか

○国務大臣(清瀬一郎君) 直接に選ばれた委員ではなくても、教育行政はすべて直接国民全体に対して責任を負ふといふことが、教育基本法の十條一項にも書いてあるんです。憲法十五條にも書いてあるんです。選定された委員であるからして責任を負わぬなんていうことは、断じてございせん。責任を負うことは、選挙によつた場合でも任命によつた場合でも、現行憲法がある限り、憲法第十五條第二項によつて責任を負ひ、教育基本法第十條第一項において責任を負うんで、責任に輕重はちよつとございせん。
○安部キミ子君 ちよつと待つて下さい。またおかしなことを言われました。
○委員長(加賀山之雄君) 安部君、質疑ははつきり言つて下さい。
○安部キミ子君 はつきり言つてゐるんですよ。教育委員会法には、直接選挙によつて、そして責任を負ふ国民が負うといふふうに書いてある。
○国務大臣(清瀬一郎君) そんなことはあります。
○安部キミ子君 そんなことはないことはいいです。第一條に書いてあるじゃないですか。(それは違ひ)と呼ぶ者あり)
○国務大臣(清瀬一郎君) 教育委員会法の一はやはり国民に対して責任を負うといふので、選挙によるから負うとはございせん。ちよつとごらん願ひたいんです。
○安部キミ子君 それが常識ですよ、慣例ですよ。ちゃんと前からわかつてゐる。
○湯山勇君 それでは中断いたしました、質問を続けます。今私がお尋ねしておたときにはお答えいたしたか

対してのお答えのうちではつきりいたしましたので、確認したいと思ひます。それは、午前中何かを一生懸命やつておた者が午後になつてからつと変わることはできないといふことを、大臣ただいまおっしゃいました。これはたとへてすけれども、とにかく一つのことを午前中やつておた人が、直ちに状況が変わつたからといふて変り得るものではないといふ意味だと思ひますし、それは意味のとり方が間違つておたとしても、とにかく午前中と午後とたちまち変るといふようなことは不可能だ。そこで私がさつきからお尋ねしておたのはその点なんで、午前中と午後と簡単に人間といふものは変れるものじゃないといふことをお認めになつておられるのならば、こゝういふことになると思ふんです。政府の方へ要求していただいた資料の中に、都道府県知事だけで申しまして、再選のときに落選した知事が十二名ございませう。三選で落選した人が八人ございませう。つまりこの前の選挙におきましては二十人の知事が再選あるいは三選に立候補して、相手方によつて落とされております。知事の選挙ですから、まづ敵と味方、こゝういふことになつて戦つて参つたわけですから。そうすると、この法律によれば教育委員の任期は大體四年ですけれども、最初の調整によつて全部を一度にかえることはできません。しかし、その知事の任期の四年の間には、全部の知事が、今おっしゃつたように、敵であつたものを自分の味方のようにして委員に任命するやうな気持ちになかなかないのですから、なれないとは断定しませんが、な

りにくいのですから、そうすると、大體

その知事を目で見ていい人だと思ふ人を選んでおります。四年間にはそういう色に塗りつぶされております。ところが、二選で落ち、三選で落ちた人たちは、今度は相手が知事になるわけですから、前の知事が好意を持っておつた人を、今度は知事が同じように好意を持つというところは考えられませんが、そうすると、初めの一年目に一人かえ、二年目に二人かえると、大体両方の勢力のつり合いがとれて、はなばなしいけんかが行われます。三年、四年とたてば、またあとの知事の色に塗られて参ります。その知事が今度二選目に落ちてまた相手が出るというようになことになれば、教育委員もそうだし、それにつながる教育全体あるいは住民全体が、頭に立つ知事がそういうふうになっているわけですから、自然これに巻き込まれる、こういう心配に至るところでしておるのでございまして、大臣のお認めになったことから考へても、こういう形の任命制というものはかえって政治的な色彩を帯びてくる、安定性を欠くということになるのではないでしようか。

○国務大臣(清瀬一郎君) ここにも少し言葉のゆとりをとって、お互いに話をしなきゃならぬかと思ひます。午前中に政党活動をした者が、午後に至って中立の行政は絶対にできないということじゃございませんですよ。できる方が望ましいんだけれども、悲しいかな人間でありますから、やはり困難だという意味で、あなたの議論も私の議論も、ゆとりあるところで一つお考えを願ひたい。

は保守党員じゃないんですから。しかしながら、保守系として保守派の知事が多いといひましたし、教育委員会には二人しか同じ党派の者はとれないんですから、そこでもつてその党派を全部保守系に塗りつぶすというところはございませんです。あれば必ず世の中の非難を受けるのであります。その委員会の継続性ということもききよう初めてお出し下つたのであります。附則の第八條で、一年ごとにこうしてあるんです。現行では二年でばつさりかわるのであります。それをよくないとして、一年段階にかえておられます。新任の知事が来まして、一年に一人しかかわりません。こういうことになつて、継続性の方はこの案の方が現在の案よりまさつていて、私はかように思つておられます。

○湯山勇君 委員長にお尋ねしたいんですが、大臣は私の質問に答えていたでいておると、委員長御判断になられますかどうでしよう。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私の答へが不足でありましたら、なお補充いたしますが、知事の任期がたとえ四年でありましても、私は同じ党派の色に塗りつぶされることはないと思ひます。

○湯山勇君 私は党派にこだわつてはおりません。党派の人の中にも好きざらいがあると思ひます。人間でござい。この人はいいと思ふ人と、同じ党派の中にも、この人は工合悪いという人もあると思ひます。ですから、党派の数の限定するのではなくて、さらにまた党派以外の人にしても、知事が選ぶとすれば、これはやはりその知事のめがねになつた人を選ぶわけでは

ころが、その知事は四年間たてば、相手の候補者が出て、これは血みどろのけんかをして、かりにその知事が落ちます。そうすると、新しい知事が一人ずつかえていく。前の知事の選んだ人をそつくりそのまま選ぶというのじゃなく、選び得ますけれども、やはりかえらると思ひます。かえるときには、今度は前の人とかたき、一言葉は悪いですが、選挙ですからかたきといふことにすれば、かたきであつた人の目を選んでいくわけですから、そうすると、今度は政界から出る人にして、それ以外から出る人にして、あとの知事を目で選ぶことになつてくる。そうすると、ある段階では両者の勢力が、前の知事のめがねになつた人と、新知事のめがねになつた人との間に勢力の争いができる可能性もあります。さらに全部が新しい知事の選ぶ人にかつた場合には、そのときには前の委員と全く性格の違つたものになる。これは法的にはありません。そういうことになれば、その安定性という点からいへば、むしろ任命制の方が安定性を欠くのではないか。政界人の数という意味ではなくて、そういう一人々々の人ですから、その人についての見方、考え方、そういうものの相違が現れて、かえつて不安定な要素を増すのではないか。一年ずつかえることがいいか悪いかの議論をしてはおられません。

で、任命といひましても、知事一人が独裁じゃないのです。これがやつぱり今回のみです。一人じゃないのです。県の段階でいへば、県会の同意を得る、これが一つのチェックでございます。それから知事自身も選挙された知事でありますから、選挙をした人の目の前でやるので、そう不公平なこともできない。これが第二のチェックでございます。しつうして、かえるのは一年に一人しかかえていけない。附則第八條——こういうことによりますからして、今回の案では委員会の安定性は持てるんじゃないか、こう考へておるのであります。

○湯山勇君 どうも質問の要点をおつかみ願へないのは残念ですが、私は経過のことを申し上げておるのではなくて、経過のことは不安定な要素の一つとして申し上げただけです。で、おしまいと初めだけ申せば、Aの知事が選んだ委員が、四年間で全部Aの知事の選んだ委員になつてしまひます。今度Aの知事が選挙で負けたときは、Bの知事の選んだ委員に全部なつてしまひます。任期の間にですね、全部その知事によつて委員が選ばれてしまつと、そうすると敵同士で戦つた知事がかわつて選んだ委員ですから、その委員の傾向もまた違つてしまひます。そういうところから、不安定性、中立性、そういうものの要素が出てくるのではないかと、このことをお尋ねしておるのですけれども、どうもおわかりになつていただけないようでしたら、次の質問に移ります。おわかりになつていただけないでしやうか、言ひ意味……。

○国務大臣(清瀬一郎君) この安定、不安定とおっしゃるのは、構成が知事

のかわるたびごとに、よかれあしかれかわると、こういうことをおっしゃつておると思ひます。現在の法律では四年ごとの選挙ですから、じやからしてあとにできまして知事の中途でまあ選挙が行われる。そうしますと、知事の所属とは別でありますけれども、四年にすばつとかわつてくるんです。どっちが勝つとが、負けようが知らぬけれども、四年ごとに全部かわる。もつとよけいかわるのであつて、今度の案では附則第八條において一年ごとですから、すばつと一ぺんにかわることはないんです。ですから、今度の案の方が安定性——継続性と言つてもいいですね、継続性は保つものだと、こういうことを言つておられます。議論を言つておるのじゃございませんで、この案の説明をしておるのです。

○湯山勇君 どうしても大臣はそのところをはずれられないので、私のお尋ねしておることとお答えとは並行線のようです。次、次の質問に移ります。大臣は、この委員の任命に當つて、政界所屬者の数を制限すると、これはやはりある程度の制限だと思ひます。この制限は、たとえこの制度を認めたとしても、本来そういう制限をすべきものではないと思ひます。私は……するならば、いづれ政界所屬者でなくする、こゝまで徹底すべきじゃないか。それは、政界に所屬しているとかしてないとかによつて、必ずしもその人の政治活動が拘束されるものではありません。政界所屬でなくとも、相当強烈な政治活動をやつておる人もあります。だから極端な場合言へば、政界所屬者

カットで、はさみで紙を切ったように、すつとものをうかりか白か黒かと言つてしまわないで、戦後わが国の国体、民主政治、政党尊重というよりなことからして、この限度でいいと、今までの国会がお認めになったと見えて、立法の例がある、公安委員の例がある、人事委員の例があるのだから、これに頼ると、こういうことでございしますが、こいつがほんとうに憲法論として画一的に議論すれば、またいろいろ議論が出ることでございまして、うけれども、私の答えはその程度に聞きを願ひたいであります。

○湯山勇君 お答えになられた趣旨はわかりましたけれども、それを私は了解するわけには参りません。それは中立ということが守れるという最大の要素として、大臣は本日にもつぱら政党人を二人と制限したことによって中立を守れるのだという論拠を展開してこられました。従つて二人ということは、そういう慣例とか、そういうことじゃなくて、それには教育の中立を守つていく最大の要素がかかつておるといふような意味の御説明を、重ねてこられたわけですか。ところが今おっしゃるのでは、その紙を断ち切つたやうなわけにはいかない。それから先ほどもは私の私とその点は同じ考えで、できればそういうふうに五人とも党籍を離れるということにしたいとも考えたけれども、それではどうも憲法の規定等からおもしろくない、そこでここの措置をとつたのだ、ここのお話しなんです。そこで、もし憲法の規定を今のように、まあ弾力性をもつて、ゆとりをもつて考えるならば、これは教育の中立ということでは大事ですか

ら、公安委員がどうであるとか、あるいは人事委員がどうであるとかという、そういうこととまた別個の問題で、教育の問題は、従つて教育は教育の自主性において考えていつて、大臣も五人とも党籍を持たない方がいいと、こういうことなら、そしてまた憲法の規定をそれだけ幅を持つて解釈されるのならば、私はたとえここの規定を作るにしても、そこまで徹底してやらなければ意味をなさない、ここの考えのわけですか。それについての御所見があれば伺いますし、おありにならないければ、次へ移りたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私はこの数の制限が、憲法の規定からきておると言ひ切つておるのじやございせんので、新憲法以後出た日本の各種の法制は、おそらくは憲法の趣旨からきておるのであらうとつけ加えておるのであります。それからしても一つは、この数の制限が中立を守る唯一の方法とは私は言つておるのじやないのです。しかしながら、(大きい要素だと言つたでしよう)と云ふ者あり)ええ、マジヨリティを、半数以上を一つの政党から取るというよりも、そのうち半数にならない数で制限した方がいい、それが中立を守るゆえんの一つのことだ。もう一つのことは、入つてきた人も積極的の政治運動はこれはないのだ、ここのこと。もう一つのことは、長自身が独裁しないで、議会の同意を得るのだ、ここのこと。それからさらに言えば、抽象的の規定であります、人格高潔で、教育、学術、文化に識見のある者、ここのここのふたつを総合して、教育の中立性が守れるように苦慮をいた

しておるのでございします。これをまるつきり裸の直接選挙でやれ、ここの場合は……、ほかの民主主義とか何かは別です、中立という観点から見れば、この方がよほどエラブレイトした方法だということ、湯山さんもおそらくはお認め下さることを私は楽しんでおるのであります。

○湯山勇君 私は残念ながら認めるわけにはいかないので、大へん申しわけなく存じます。それは非常に大臣の御答弁は、私も大臣の答弁が、石で手を詰めたように、一つ一つきめておるものだとおはしません。けれどもそういうふうには、中立はこれだと言つたとは言わないとか、憲法はこうだとは言わないとか、そういうふうな御答弁をいただいておつたならば、これは結局質問にもなりませんし、また御答弁をいただいても、次の質問もできないわけですから、やはりそういうところは誠意をもつてお答え願ひたいと、ただのらりくらりとやられるだけであつて、質問をする熱意を喪失するおそれが多分にありますから、どうか一つそういうふうにお願ひしたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) その通りだと思ひます。首長が非常に悪いことをすれば、リコール運動が起ることは当然であります。

○湯山勇君 そすると、五人の委員の中の一人の委員の選び方が非常にへんばで論功人事になつていゝというやうなところを見て、首長のリコール運動を起す、そのためにその首長はついにリコールされて失脚するといふ場合もあり得ますね。

○國務大臣(清瀬一郎君) ちろんあると思ひます。

○湯山勇君 ところが現在のやうな制度であれば、一人の委員が悪ければ、リコールはその委員だけにどまります。そうすると、教育全体にも、市町村政にも、県政にもさして影響を与えないで、悪い委員を排除することも可能でございします。ところが今回の場合は、その委員をそのようにして排除する道もありますけれども、しかし、一人の委員をリコールするといふときには、当然それを選んだ人の責任といふことも追及されることになりまして、伴つて市町村政あるいは県政がそのために混乱する、無用の摩擦を起す、そういうこともあり得ると大臣は御判断になるでしょうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 非常に珍しいことですが、リコール制を置いた以上は、それが動くことは、これは予想しておかなければならぬと思ひます。

○湯山勇君 そいういふ混乱といふものは、現行制度では起らないものがこの制度によつて起る、ここのことになり得ますね。

○國務大臣(清瀬一郎君) リコールは現行制度でもあるのです。同じことでございします。

○湯山勇君 そいういふことを申し上げてゐるのではなくて、現行制度でもちろんリコールはございします。けれども、現行制度では教育委員のリコールと首長のリコールとは全然無関係でございします。ところがこの法律が成立して、施行された場合には、教育委員のリコールに伴つて首長のリコール、ここの事象も起り得ると、ここのことを申し上げてゐるわけでございます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 法律のロジックは、それはさうです。しかしながら、首長がある教育委員を選んだ、選んだときはよかつたが、あとから頭が狂つて悪くなったといふ場合には、教育委員だけでもよろしいわね。

○湯山勇君 それはさうです。それは大臣のおつしやる通りです。この点では見解は一致いたしております。そこで、当初大臣が二本建予算を廃止される理由として、ここの混乱が起るといふことを重大な理由にされ、混乱が起るの、すべて二本建という制度があるからだ、ここのお話しでございしました。今度この場合は、ここの制度になつたためにここの混乱が起ると、ここのことになりまして、二本建予算のときの御説明と今回の場合と

は全く逆な関係になるわけですが、そういうことは一体前の論法からすればいかなるものでしょうか。もし、今回あえてこういう混乱が起ることも法的には認めながら、あえて混乱という理由をもって二本建を削るということであれば、首尾一貫しないと思います。その点を一つ明確にしたいだきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 二本建予算の場合は、事実に基づいておるのであります。それからまた、将来に向つての可能性を見ておるのであります。今あなたがもしやる委員の一人がリコールを受けて、またリコールが済んでからもう一ぺん首長にリコールが及ぶといったようなことは、現実でなく、法律のロジックだけなんです。その間に相違があるかと思ひます。もしも二重リコールということが日本に三つも四つも起つてきたらということであつたら、私は不明を謝さなければなりません。責任を負わなければならぬが、新たな立法もしなければならぬ。あなたの二重リコールのことは、理詰めであながおしやるだけで、そういうことが現実には起ると思ひておられません。

○湯山勇君 また議論になりますけれども、この二本建の方は、現実に即してやつたのだと、それからこの法律は、今の私の言つたことは現実に即しない、こういうことでございますけれども、これは実施しなければ、現実に起るか起らないかわからない問題で、実施してない問題を現実に即さないという理由で否定されるということ、これは私としては困ります。

そこで、このことが首長の選挙となつて参ります。最初申し上げましたように、首長の選挙というのは、一つのいすを争ひます。現在の教育委員公選制というのは、四人なり六人を争うわけですから、一対一というふうな全町村民を二つに割る、全県民を二つに割る、こういう激しさは教育委員の選挙にはありません。ところが首長の選挙にはそういう激しさがあります。そこでそういう激しさは、これは感情として何かちよつとでも失敗があれば、一つ取り上げようというふうな空気を生むことも、またこれ人情の自然だと思ひます。そうなつて参りますと、理論の上からは起り得るということだけではなくて、実際問題としてそういう運動が起るということも、やはり考えなくちゃならない、こう思ひます。お尋ねしておるのですが、そういう点については、やはり大臣はまあ絶対起らないという確信をお持ちでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) リコールの制度を認めておるのですから、やろうと思ひばやれるのです。しかしながら、首長が教育委員の選任を誤まつたと、果してその教育委員が非常に悪かつたという牽連でリコールをやるのであつたら、あなたのおしやるように二重にしないで同時に進行のじやないかと思ひます。リコールを。それから、二重予算のようにならうに、実際にあつたものについて政治家が見る場合と、こういう場合には、リコールを一人々々二度でも三度でもやると、あるいはあなたは幸ひ一人だけの委員の選定をおしやつたが、三人悪い委員を選定したら三べんリコール

ができるのです。しかしそういうふうなことは万あるまい、こういうふうな私のまあ政治常識で見えておるのです。ところが、二本建の方は、まあ数にいつてはこの間うち議論がありました。が、ともかくも起つて、いるのです。ね、工合の悪いことが、そこで違ひのです。

○湯山勇君 起つた、起らないということ、この場合議論の根底にはならないと思ひます。府県には幾つかありましたが、市町村が非常に少ない、ごくまれといつていい状態です。これは現行法の建前からいつても、市町村に起り得る可能性というのはあまりありません。そこで、この場合も、現実には起るか起らないかは、現実から、で、現在私どもが審議しているのは、やはり法律ですから、法律がそういうふうになれば、そういう場合もあり得るという前提に立たなければ、法律の審議としては、意味をなさないと思ひますので、お尋ねしておるわけでございます。

○国務大臣(清瀬一郎君) リコール制を認めた以上は、論理上そういうことがあることは認めなきやなりません。が、しかしながら、それが常に起ることは思つておりません。また、その不便があるために、教育の中立性を護持するための、この機構をやめるというほどの必要もないと、かように思つておるのであります。

で、すこしあとへ返るかも知れませんけれども、大臣は今日の都道府県、市町村の首長の行なつておる人事で、論功人事とよくいわれておるもの、首長です。知事とか市町村長、あるいはその他のものの論功人事という言葉がよく使われております。これは昔からよく使われてます。そういう現実を大臣はお認めになつておられますか、そういうものは、言うだけではないのだと、こうお考えになられますか。あるいは、そういうものは相当顕著にあるというように御判断になられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 論功人事という言葉は、私今初めて聞いたので知りませんが、アメリカで言うスポイル・システムというのであります。山でまじしを取つた人は、たくさん打ち殺した人がたくさん持つて帰る、そういうので、向うではスポイル・システム人事といつております。人間界のことでありますから、そういうこともあり得ると思ひますけれども、わが国ではそれが非常な弊害というほどには私はなつていないのではないかと、こゝろ私政治感覚です。

○湯山勇君 私は大臣とその点非常に違ひわけですが、新聞その他よく論功人事という字が使つてございます。首長が選挙によつて選ばれて、選挙には相当それを支持した人と、あまり支持しない人、こゝろ例があります。そこで県の知事が変つたために、総務部長、民生部長、農林水産部長、それから会計課長、これらが一変に變つた、そういう実例も知つております。Aの知事がBの知事になると、今度はB人事とか、そういう名前をつけて県

の大幅な人事異動をやる。こゝろいう事例は現実の問題として認めなければならぬと思ひますが、大臣はそういうことはどうでしょうか、お認めになりますでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) これも先刻の通り、程度の問題とお聞きを願ひたいのですが、公務員法によつて公務員の地位は戦後ちゃんとしております。昔の二大政党時代です。原敬さんや加藤さんの時代の二大政党時代は、知事とか警察関係の者は全部変えたといつたようなことがありますが、戦後に至つて公務員法ができて適當の保障があります。自分の庁内で、役所の中で熱心な、有能な人は、これは論功的に拔擢することは當然であります。が、その選挙のために事務長をやつた、あるいは選挙委員であつたという者、あるいは何らか資格がないのに、人事だとして持つてくるといつたような例は、近年はこれは少くなつては来ましたが、絶対にないという保証はいたしません。昔と比べては、あなたのおしやる論功人事は減つてゐるのじやありませんか、こゝろ考えております。

○湯山勇君 二大政党対立という政党間の感情によるものを申し上げるよりも、これは大臣も選挙はずいぶんおやりになつたからおわかりでしょうけれども、同じ政党の中でも、選挙を争つた者の対立感情というものは、実に激しいものがあるように見受けられます。これは人間だから仕方がないと思ひます。かえつて他の政党の人よりも同じ選挙区の中のライバルの方に対する感情的な対立の方が激しい場合、こゝろ例もござります。そこで大臣は、若干そういうことはあるだらうというお

話してございますが、その若干にもせよ、教育委員の選任に当って、そういうことがなされるとすれば、これはまた非常に重大な問題であって、それでは教育の中立は守れない。たとえ現時に現在の委員会が四十六都道府県の中の一つでも二つでもそういうことになれば、その結果全体の教育がそういう観点に立つて曲げられる、こういうことになって、他の公安委員の一人がそうになったとか、あるいは人事委員の一人がどうだということとは性格が違うと思います。そういう論功人事というよりなものは、今度の任命制によって新らたに考えなければならぬ問題だというように考えますが、そういう点については大臣は全然御心配はない、こういうお考えでしようか。

○国務大臣(清瀬一郎君) さようなことはあるべきものじゃございませんで、ほかの場合でも、私は近年あなたのおっしゃる論功人事なるものは、激しくなっているとは思いません。しかしながら今回の教育委員会は中立を要するということは世間の常識になっておりますし、これには人格が高潔で、教育、学術、文化に識見ある者といったことを、法律の明文にまでいたしておるのでありますから、知事または町村長が自分の選挙のときに働いたから、それを唯一の基準にして教育委員会の委員を選任するなんということはあるべきものじゃありません。かから指導を受けて、それこそあなたのおっしゃる直ちにリコールでも起るといふことになるので、そういうことはないと思ひます。

○湯山勇君 官房副長官もみえましたから、私は公選の問題を一応このあたりで終りたいと思ひますが、やはり論功人事というものも存在することは事実でございます。これは一つ大臣もよく実情について御調査願ひたい。それから今おっしゃいましたうち、もう今日では教育委員会は中立を守らなくちゃならないということ、世間の常識になつてゐるということをおっしゃいましたが、私が先ほどから申し上げてゐるのはそれであつて、公選制にしたからといって、一党独占にはならぬ。これは大臣と同じように、今日世間の常識がそれを許しません。こういうふうな考へて参りますと、大臣のお考えになつてゐるこの任命制といふものの根底には、同じ任命制であつても、知事の単独の考へでもって任命する、議会の同意があつてもって任命する、問題も非常に危険な要素を持つてゐるし、それから政党内閣を二人にするといふことも非常に不安定な、さらにまた不明確な要素を持つてゐる、不徹底である、こういう点、これらを要するに世間の常識によつて防いでいこう、こういうことであれば、もっと世間の常識に信頼して公選制を続けてもいいのじゃないか、こういう論議が生まれて参ると思うのですけれども、一応私はこの公選に関連した質問は、これで終ることにいたします。

○矢嶋三義君 私は質問を続ける前に、他の件について一、二伺ひたいと思ひます。実は私本日四谷の外壕公園で教育関係の、現在国会にかかつておりまするこれもその一つであります。国民の世論を大きく巻き起してゐるこれらの法案についての国民の中

央集會があると御案内をいたしてありますので、ちよつとお父さん、お母さん方はどういふ状況にあるのか観察に行つて参りました。こつそり行つて見て参りました。私はああいふ会合には、政府側にしろ自民党、緑風会にしろ、社会党にしろ、おそろく案内状が正式に來てゐると思ひます。他の政友会派についてはこゝではお伺ひいたしません。ただ政府側に伺ひたい点は、これらの法案は誤解に基くものであるといふことを、よく大臣は本委員会でも答弁されておるわけですが、ああいふ国民集會に積極的に出て行かれて、それによつて法案の誤解を、誤解してゐるのかどうか、それらについて努力されるのかどうか、それらについて考へないのかどうか。本日のこの法案に対する批判と、それから提案者である政府に反省を促すその声といふものは、全く天をつくものがあり、集まつてゐる国民大衆は実に約七万を算してゐました。従つて私は非常に今感激しておるわけでありまして、その立場において質問に入る前にその点文部大臣に御所見を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のお言葉のうちで、この法案は誤解に基くといふことをおっしゃつたが、この法案に対する反対の声の一部分は誤解に基くものもあるといふことでございますから、さように御了解を願つておきたいと思ひます。で、私は今国会においてこの通りの御審議を受けておる中で、私の任務としては、あなたの方の集會でこの案を説明して御審議を願うといふことを第一の使命といたしてあります。この委員会を欠席にして外壕公園へ行つて誤解を解こうといふことも、適當な方法じゃないと思つております。私の時間がある時間、国会なり、文部省の第一の任務に差しつかえない時間で、私の言ふことを聞いて下さるならば、労はちつとも惜しむものじゃありません。それだけ申し上げておきます。

○矢嶋三義君 私があなたに質問する時間に欠席して出かけて云々といふことを伺つてゐるわけじゃない、そういう努力をする考へはないか、あなたが出かけることができないければ、あるいは政務次官を代行させるといふ手もありましようし、あるいは他に代行させる私は方法もあると思ふ。私の伺ひたい点は、私はあれだけの人がすべて法案を誤解して反対してゐるものとはどうも思へません。ああいふ国民大衆に、政府は私は身近に接触するといふ心がけといふものが、私は新しい時代の政治家並びに行政官には必要である、そういう点について若干私はこの御努力が足りないのじゃないか、これはかつて議論されたことですが、中央教育審議会に提案するに先だつて御諮問なさらないかといふ考へ方にも、通ずるわけでありまして、その基本的な私は心がけといふものを承わつておきたいと思ひます。のつぎならぬ要件があるときに、それをうつつちやつておいていいというわけじゃなくして、その基本的な心がけを承わつてゐるわけで、もう一ぺんお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のわが国の制度では、国会の審議を公開いたしてあります。私の一番の任務は、この公開される会場で政府の考へておることを正確に申し上げて、あまり熱情に走らず、冷静、正確に、こゝでもって皆様と質問に對し応答をするという方法が、これが第一の國民に法案の内容を周知せしめる方法と思つております。これを私は第一の任務と思つております。この任務を遂行して、なお時間之余裕もあり、向うの方も聞いて下さる心持ちを持つておらるるならば、労は一つもないと思へません。喜んでどこへでも行きます。

○矢嶋三義君 もう一点伺ひさせていただきます。それは兵庫縣の方々は、わが郷土から選出した清瀬代議士が國務大臣、文部大臣になられたと非常に喜んで誇りにされてゐると思ふのですが、ちよつと私こつそり横から大会を見ておりましたところが、兵庫縣の全教育関係団体の名において、清瀬文部大臣の退陣を要求する決議をなしたといふことをあの大会で発表、朗讀をされておりました。こういうことがあなたの郷里の有権者諸君においてなされてゐるということ、大臣は御承知になつておられるかどうか、また、御承知になつておられるとすれば、いかなる御心境のもとに今あられるか、それを一つ参考にお承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) そのことを過日荒木さんの御紹介で、兵庫縣の有権者を交えた人が参りまして、荒木さん立ち会ひの上で私面会しました。清瀬文部大臣の退陣を求めているその中に、清瀬二郎といつて私のうちの分家の者がおるのです。大義を減ずるといふのでやつてくれたのかと思つて、そこでは言葉を交へませんでした。晩にうちへ歸りましたら、私のうちへ來て

いるので二郎が。そうしてみやげ物をくれまして、今晩は泊めてくれと言うので泊めました。しかし君、おれについて退陣の決議をしたがどうなんだ、いやそれは知りませんので、ほんとうを申しましたら、教育二法案なんというものは知らないのです。読んだこともないんだけれども、PTAの方で旅費を持つから東京へ行けとおっしゃったというので東京へ来ました。ちっともかけ引きないところですよ。そういう退陣決議もあるのです。しかしながら私はまだ不敏なものでありますから、私のことをやはり思うて、日本の教育に害ありとして退陣を求めた人も多々あると思います。忠言耳に逆らうて、良薬は口に苦しで、何と申しましたも私は決して腹も立てず、気を悪くせずには皆さんの質問を聞いて同じ心境で、それらの人の忠告は私聞いております。私の一身上について政治上の手腕について及ばざることは多々感じているのであります。しかし、この案はこれは一番いいと思うのです。

○矢嶋三義君 いろいろここで時間をつぶしては何ですか、質問に入りますが、ただ大臣、あなたは一郎ですが、あなたの御親戚になられるとか、二郎さんという人が旅費をもらったので云々とかいうことですね、そういうふうに甘く見られてはならぬと思うのです……。

○國務大臣(清瀬一郎君) 言いたいのです。○矢嶋三義君 その人はどうか知らない、二郎さんだけは、あなたの御親戚の人はそうかも知れぬが、ともかく全県下四カ所に決議して、わが郷土から出した大臣の退陣要求決議をこの東京

のどまん中でやる以上は、それは相当に私は問題点があるのじゃないかと思ひますが、大臣は御承知の上なら、本論に入るために、この程度にしておきますが、決して私は今大臣が答えになりませんでした二郎さんみたいな人ばかりじゃないと思ひますので、これははつきりと申し上げておきたいと思ひます。本日私お伺いしたい点は、この前私は文部大臣に、教育制度は朝令暮改であつてはならない。それをあえて、早急にこの全国的な世論を喚起して今こういう画期的な法案を出す以上は、のつびきならぬ根拠、理由があつたであらう。どんなものですかとお伺いしましたところが五つをあげられました。その第二番目が直接選挙では政治的中立性が保たない。これが第二の理由でございまして、これを今質疑をいたしておるわけでございます。

○矢嶋三義君 それでは伺いますが、この答弁は私は非常に矛盾していると思ひます。裏から伺ひますがね、この法律案を出した一つの理由は、現行教育委員会法における教育委員会の教育という立場に立つた自主性が強過ぎる。それを他の言葉で言うならば、地方行政の調和がとれない。そういう立場からその強過ぎる自主性を緩和する。それを言いかねば地方行政の調和、円滑化をはかる、こういう立場において立案されたのが、私は一つの大きな理由、根拠になつてゐると思ひます。さうな答弁はこの第一の一般行政との調和を保つというところで答弁されているわけなんです、そのことただいまの答弁とは私は矛盾すると思ひますが、どういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 教育行政の自主性というのは、不当な勢力に教育行政に当る者が屈しない、教育の正しき目的に向つて進むということであり、しつこくして、かくのごとき自主の見地を正しく守る以上は、やはりもの、今の法律でも調和は保てるはずにおきましては二本建予算と、あるいは独立の条例発案権といつたようなことで、不幸にして十分に調和がいけな

する教育委員会と、本法案による任命制によつて構成された教育委員会の自主性という立場においては相違が出てくるのではないかと、いろいろ質問に対して、あなたは教育委員会に権限が同じように附与されている以上、同じことだと、かように答弁されたと思ひますが、さうでございませうか。

○矢嶋三義君 それでは伺ひますが、この答弁は私は非常に矛盾していると思ひます。裏から伺ひますがね、この法律案を出した一つの理由は、現行教育委員会法における教育委員会の教育という立場に立つた自主性が強過ぎる。それを他の言葉で言うならば、地方行政の調和がとれない。そういう立場からその強過ぎる自主性を緩和する。それを言いかねば地方行政の調和、円滑化をはかる、こういう立場において立案されたのが、私は一つの大きな理由、根拠になつてゐると思ひます。さうな答弁はこの第一の一般行政との調和を保つというところで答弁されているわけなんです、そのことただいまの答弁とは私は矛盾すると思ひますが、どういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 教育行政の自主性というのは、不当な勢力に教育行政に当る者が屈しない、教育の正しき目的に向つて進むということであり、しつこくして、かくのごとき自主の見地を正しく守る以上は、やはりもの、今の法律でも調和は保てるはずにおきましては二本建予算と、あるいは独立の条例発案権といつたようなことで、不幸にして十分に調和がいけな

いのでありますから、その面において調和を保つための規定は作りましたけれども、教育の自主性、不当な外力に屈すべからずといつたようなこと第二の命題は、少しも後退するものじゃございせんので、教育委員会は法に従つた自分の権限を、独立の力でやつていくのであります。それからまた、町村長の罷免は心神耗弱その他の場合を除いては、これは罷免などではできぬことになっております。すなわち自主性は十分に維持されることになつておるのです。調和性を保つという他の命題があるがために自主性がなくなつて、または損傷するということはございせん。

○矢嶋三義君 教育は不当な力に支配されないうで、
〔委員長退席、理事吉田萬次君着席〕
正しき目的に向つて進むために、自主性というものが必要で云々と言われているが、その自主性の中には、教育は正しき目的に向つて進んで行くためには、これは予算というものも伴うわけなんです。よく今まで本委員会において二本建予算、条例案が出たのが云々といふことを答弁されて、われわれの要求に基いてここに資料が出ておりますが、県側も、教育委員会側も、その地方公共団体における教育の正しき成長を急願しているわけですね、で、予算案、条例案の二本建が出るというところは、教育委員会が自主性を保つて持つていくから、予算案、条例案の二本建が出てくるのでしよう。自主性を持つていかなかつたら、こんなものは私

○國務大臣(清瀬一郎君) 現行法のものにおいては、やはり現行法がある限りは、二本建予算は自主性を確保する一つの手段とならうかと思ひます。しかしながら、教育行政の調和というのを考えまして、それをやめまして、あらかじめ意見を聞いて一本の予算を出すことにいたしました。

○矢嶋三義君 さらにそれではわかりやすく平俗に承わります。この教育委員会がですね、知事に対して隷属している、この言葉が悪ければ、知事が議会側にはいいと言つて非常に頭が上らない、世の中で言う平らな言葉で言へば、そういう状況下にかりにあつたとした場合に、法で条例案、予算案の二本建制が認められておるにいたしましたも、二本建の予算案、条例案が出る考えられますか考えられませんか。そういう場合には出てこないでしよう。

○國務大臣(清瀬一郎君) この予算では、教育予算は提案以前に知事の方から教育委員会に意見を聞くことになつておるのです。

○矢嶋三義君 いや、そこを言つてい

○理事(吉田萬次君) 矢嶋さんちよつと。ただいま副長官は内閣委員会に御出席中席をはずして来られたさうでございまして、副長官に対する御質疑がありまして、してもよろうにしたいと思ひますが、矢嶋さんどうですか。

○矢嶋三義君 副長官にも質問がありますけれども、やつぱり質問というものは順序がありますからね。ぽかっと副長官に伺うわけにはいかなないので、す。で、のつびきならぬ用があつたら、

ちよつとそれを済ましていただいでそのあとで来られてもけつこうだと思ふのですがね。大臣がああいう答弁をしていふと、この問題はだいたい時間がかりますよ。まあ答弁次第では簡単に済ますつもりだったのですが、これはちよつとかりますよ。究明せざるを得ませんから。よろしゅうございませう。

○理事(吉田高次郎) よろしいです。

○矢嶋三義君 大臣、私です、新法で予算案出す前に、教育委員会と理事者が相談するとか何とかというのを伺っているのじゃないのです。重点は、まあ質問のポイントは自主性にあるわけなんです。かりに教育委員会の諸君がね、世の中で「平たい言葉で言いますよ、知事や議会の頭が上らないような教育委員会が教育委員会を構成している場合に、現行法です、そういう場合に、予算について原則と委員会側が意見が対立している場合に、二本建予算とか、二本建条例というものは、そういうような教育委員会と議会の関係にあるときには、いわば隷属関係、いわば自主性喪失、そういう状況下においては、二本建予算案とか、二本建条例案というものは、そんなものは出てこないです。出てきませんね、こういう場合は常識上。落し穴は何にもないのですよ、先は。簡単なお話を伺っているのですよ。

○矢嶋三義君 大臣、何にもあとに続きはありやしないのですから、はつきりしたことを聞いているのです。それは、教育委員会に自主性があるからこそ、二本建の条例とか、あるいは予算が出てくるわけでしょう。知事側とか議会側に隷属関係にあつて自主性がない、何でも、はいはい、ああそうですかと、こういうような立場の教育委員会であつたらば、自主性がないという教育委員会であつたらば、二本建の予算案とか条例案が出てくるわけはないのです。教育委員会が現行法における自主性というものをしっかりと握っておればこそ、伝家の宝刀である二本建、原案送付権というものを発動して、この条例案あるいは予算案というものが二本建で出てくるのでしよう。そうでしょう。

○矢嶋三義君 大臣、何にもあとに続きはありやしないのですから、はつきりしたことを聞いているのです。それは、教育委員会に自主性があるからこそ、二本建の条例とか、あるいは予算が出てくるわけでしょう。知事側とか議会側に隷属関係にあつて自主性がない、何でも、はいはい、ああそうですかと、こういうような立場の教育委員会であつたらば、自主性がないという教育委員会であつたらば、二本建の予算案とか条例案が出てくるわけはないのです。教育委員会が現行法における自主性というものをしっかりと握っておればこそ、伝家の宝刀である二本建、原案送付権というものを発動して、この条例案あるいは予算案というものが二本建で出てくるのでしよう。そうでしょう。

○矢嶋三義君 悪いことはない。国民のみに聞いてもらなさい。私の言ふことはみんなわかりますよ。(「わかりません」と呼ぶ者あり)わかる……。(「よくわからない」と呼ぶ者あり)それじゃ質問を続けます。わかるように言ひましょう。わからないのはあなたの方だけです。こういうことに時間があつたら、審議が進まぬと思つたので、大臣はつきりお答え下さい。現行法です、二本建の予算案とか条例案が出てくるというものは、現行法における教育委員会が持つべきとした自主性を持つてゐるから、出てくるわけなんです。

○矢嶋三義君 大臣、清瀬(一郎君) 今回の改正は、二本建予算はやめましたけれども、委員会の自主性を少くするということ、意味はちつとも含んでおられません。○矢嶋三義君 いや、私の伺つてゐることは、これはこんなに二本建で出てくるのは好ましくないから、出てこれないような改正をしたわけでしょう。

○矢嶋三義君 大臣、清瀬(一郎君) この案で出てこないというよりも、二本建予算をやめたのであります。出てくる、こないの問題は、新法じゃありません。○矢嶋三義君 出てくることは好ましいのですか、好ましくないのですか。どう考へてゐるのですか。好ましいのなら、今までのでいいじゃないですか。好ましくなくと考へるから、それが出てこないように改正したわけでしょう。

○矢嶋三義君 大臣、清瀬(一郎君) その通りです。○矢嶋三義君 だから私は二つの方面から今追求してゐるのですが、一方側をやつてゐるのです。もう一方側は、結論的に言へば教育委員会が今まで自主性があつたら、これは知事側の言うのは無理だ、これでは教育が守れないというふうな場合には、その自主性を發揮して、予算案、条例案二本建で出したわけなんです。ところがあなたの方の考へ方から言つて、それは好ましくない。だからこの二本建の予算案とか条例案というものは出せないように、ということ、その立場からすれば、教育委員会というものは予算の編成に関するあるいは条例の制定に関する限りは、従来の教育委員会よりは、自主性が薄くなつてきてゐるのです。他、一般行政との関連において、そういうことが出てくるでしょう。

○矢嶋三義君 大臣、清瀬(一郎君) それを自主性とあなたが自分で定義しておつたればそれは少くなつてゐるのです。二本建予算はこれは自主性なりと、二本建予算をやめれば自主性にあらざる、あなたの定義に従ふべきです。自主性は教育行政

○矢嶋三義君 大臣、何にもあとに続きはありやしないのですから、はつきりしたことを聞いているのです。それは、教育委員会に自主性があるからこそ、二本建の条例とか、あるいは予算が出てくるわけでしょう。知事側とか議会側に隷属関係にあつて自主性がない、何でも、はいはい、ああそうですかと、こういうような立場の教育委員会であつたらば、自主性がないという教育委員会であつたらば、二本建の予算案とか条例案が出てくるわけはないのです。教育委員会が現行法における自主性というものをしっかりと握っておればこそ、伝家の宝刀である二本建、原案送付権というものを発動して、この条例案あるいは予算案というものが二本建で出てくるのでしよう。そうでしょう。

○矢嶋三義君 悪いことはない。国民のみに聞いてもらなさい。私の言ふことはみんなわかりますよ。(「わかりません」と呼ぶ者あり)わかる……。(「よくわからない」と呼ぶ者あり)それじゃ質問を続けます。わかるように言ひましょう。わからないのはあなたの方だけです。こういうことに時間があつたら、審議が進まぬと思つたので、大臣はつきりお答え下さい。現行法です、二本建の予算案とか条例案が出てくるというものは、現行法における教育委員会が持つべきとした自主性を持つてゐるから、出てくるわけなんです。

○矢嶋三義君 悪いことはない。国民のみに聞いてもらなさい。私の言ふことはみんなわかりますよ。(「わかりません」と呼ぶ者あり)わかる……。(「よくわからない」と呼ぶ者あり)それじゃ質問を続けます。わかるように言ひましょう。わからないのはあなたの方だけです。こういうことに時間があつたら、審議が進まぬと思つたので、大臣はつきりお答え下さい。現行法です、二本建の予算案とか条例案が出てくるというものは、現行法における教育委員会が持つべきとした自主性を持つてゐるから、出てくるわけなんです。

○矢嶋三義君 悪いことはない。国民のみに聞いてもらなさい。私の言ふことはみんなわかりますよ。(「わかりません」と呼ぶ者あり)わかる……。(「よくわからない」と呼ぶ者あり)それじゃ質問を続けます。わかるように言ひましょう。わからないのはあなたの方だけです。こういうことに時間があつたら、審議が進まぬと思つたので、大臣はつきりお答え下さい。現行法です、二本建の予算案とか条例案が出てくるというものは、現行法における教育委員会が持つべきとした自主性を持つてゐるから、出てくるわけなんです。

○矢嶋三義君 悪いことはない。国民のみに聞いてもらなさい。私の言ふことはみんなわかりますよ。(「わかりません」と呼ぶ者あり)わかる……。(「よくわからない」と呼ぶ者あり)それじゃ質問を続けます。わかるように言ひましょう。わからないのはあなたの方だけです。こういうことに時間があつたら、審議が進まぬと思つたので、大臣はつきりお答え下さい。現行法です、二本建の予算案とか条例案が出てくるというものは、現行法における教育委員会が持つべきとした自主性を持つてゐるから、出てくるわけなんです。

○矢嶋三義君 悪いことはない。国民のみに聞いてもらなさい。私の言ふことはみんなわかりますよ。(「わかりません」と呼ぶ者あり)わかる……。(「よくわからない」と呼ぶ者あり)それじゃ質問を続けます。わかるように言ひましょう。わからないのはあなたの方だけです。こういうことに時間があつたら、審議が進まぬと思つたので、大臣はつきりお答え下さい。現行法です、二本建の予算案とか条例案が出てくるというものは、現行法における教育委員会が持つべきとした自主性を持つてゐるから、出てくるわけなんです。

法ができた後の制度になった場合、一番爽々している点が、やり教育委員会の自主性としても一番浮きにされているのですよ。その内容はやはり一方においては公選制という、他面においてはこの教育委員会の予算送付権、こういうことがこれは一番大きい内容なんなんです。そういう一番大きい、いの一番にあげられていた内容が全部なくなったのですから、それは文部大臣が何とおっしゃっても、教育委員会の自主性というものは相当てせられたという事は、これはお認めになつてしかるべきだと思うし、その方がよほど丁寧なおだと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣（清瀬一郎君） 私の見解は、二本建予算即ち自主性とは考えておられないのです。教育行政を一体として考えて、不当なる力の介入を防ぐということがあるならば、それで自主性は足りるとさういふふうに思っております。

○矢嶋三義君 大臣の答弁の態度について、大臣は弁護士との関係がどうかしらんですが、わかつておつて故意に質問を違う角度から見て、つぽをはずした答弁をされる、こういう答弁態度であつたら、この法案は幾らたつたつて審議終りませんよ。湯山理事に伺うと、私が中座している間に、湯山理事との間にもそういう問題について論議されたそうですが、裁判所だったら、そういう論議は通るかもしれません、ここにおいてこの法案を審議するに當つて、今まであなたは「いぶんそういう態度で答弁されたのですが、答弁の態度を改めていただくことを強く要請しておきます。それを変えられない」というと、この法案の審議が進みません

よ。(質問も變えてもらわにや「要らぬことを言ふな」「黙つておれ」と呼ぶ者あり) 今発言の許可を受けているののは私だけです。大臣、この点私は答弁を求めませんが、聞いていただきたいと思うのです。でないと質問が進まなないですよ。今この地方行政でやはり秋山委員が言われたことだつて非常に明白じゃないか。他の角度から承わりますよ。さつき荒木委員は関連質問だから途中で切られたわけなんです、私はそれを聞き流したままで、社会教育のことを伺うことができない。何ゆゑ私は社会教育のことを伺うかといふと、これはやはり任命制の教育委員によ。

よつてこの地方教育行政が行われる、そのもとにおける社会教育というものの将来が懸念されますので、現在の社会教育の現状把握と、将来に対するこの法案との関係を承わろうとするわけなんです。そういう意味においても私の質問の本論に入ったようなもの

ですが、これは関連があるから伺っているのです。やさしく伺いまししょう。

実際教育委員を今度任命する場合には知事は、この中に知事をやられた方もおられるわけですが、知事はこの議会の自分の与党あるいは他の党に、だれを教育委員にしようかなと相談するでしょう。だれも相談せずにばかりと議会に提案するようなそんな知事なんかおらぬですよ。これはだれが考えてもわかる、相談するでししょう。議会はそれはいいかぬ、まあそこあたりならいいだろうという話がまとまって、そして議会に対して手続をとって、この承認をされるという形をとるわけですね。そういうふうにして任命された教育委員の知事あるいは議会との関係

と、知事とか議会とは全く無關係で住民の一人々々が投票で選ばれた教育委員の知事と議会との關係を想像して下さい。考えて下さい。一体いずれが委員会として自主性を保てるのか、あるいは教育の方針についてあるいはそのの裏づけになる教育予算について、その教育委員会は対県の理事者、対議会という立場においていずれの場合が自主性が保てるか、これは小学校の一年生でもわかることです。それを同じだなんて、なんとという答弁をして通ろうなんて、大臣はわれわれをいかにげん馬鹿にしていると思ふのですよ。小学校の一年生でもわかる理論ですよ。それをあな

たはそういうふうに教育委員会が強く
ては、私はそういう言葉をのめません
が、地方行政の調和という立場から工
合が悪いから、教育委員会の自主性を
ちよつとやわらげて、そうして知事と
あるいは議会と調和がとれるようにす
るために、この改正案を出したという

のなら、その事のよしあしは別として提案理由からその答弁はよくわかるけれども、同じことなんというのは絶対耳に入らぬですよ。しかも現行の教育委員会より今度の教育委員会というのは、権限は弱くなっておる、権限は法的に弱くなり、その上知事は議会の承認を得なければ教育委員になれないという形になった場合、住民の一人一人が投票した場合と、その自主性が違ふことは明々白々じゃないですか。それを一つも変らぬというような答弁をして通らうというふうな態度は、ずうずうしいですよ。

○国務大臣(清瀬一郎君) 明々白々じゃないかとおっしゃいますが、疑義があればこそ、あなた御質問になつて

おるのです。それゆゑに私は答えておるのであります。任命が知事なり町村長なりの方からされましても、教育委員会は独自の権限を持っております。心身不適當の場合のほかは罷免はされません。この保護を持っております。独自の執行権を持っておる以上は、これは自主権があるのです。他人と調和して仲よくするということとは、自主権を損壊するものではありません。他の方において調和ということを考える調和的人間は、自主権のない人間でありましょうか。調和、協調ということは、それだけでも、最後の職務というものは独立の職務を持っておつて、ほかの

人は侵すことができない、免職もできない、これがある以上は、自主権があるのです。ほかの方と調和の道を開くということとは、自主を損壊するものではありませんです。かようなことでございませう。

○矢嶋三義君 はつきりしていません

よ。あなたがそこまで言うなら私はさらに申しましよう。今の内閣は国会の中のどなたが首班として指名を受けた人が内閣を組閣される、そうして閣員については任命権と罷免権を持つております。鳩山さんもそうなんです。だから鳩山さんは国会で指名されると総理大臣になられます。そうしてだれを文部大臣にしようか、だれを外務大臣にしようか、こういうことに自分で選択権を持ちます。そうしてあの文部大臣はけしからぬということになれば罷免権を持つておる、そうなつておる。そういう組織下における文部大臣、外務大臣あるいは通産大臣、そういう文部大臣と、国民から一票々々によって公選される、鳩山さんから任命される

のじゃない、鳩山さんが罷免権を持
ておるのじゃない、すべては國民が
票々々を行使して選ぶ大臣、それから
それらの行動が氣に食わぬ場合には、國
民の一票々々によってこれをリコール
する、そういう立場に置かれた場合の國
務大臣の鳩山さんに対する態度という
ものは、はつきり違ふのですよ。言ひ
たくないけれども言いますよ。鳩山さ
んがそういう権限を持つておるから、
内閣改造をするとか何とかいうことが
あるときには、鳩山御殿への行き来が激
しくなるのです。園内においても自分
の信念に基いたことが言えない、あな
たがそうだと云つておるのじゃないで

すよ、そういうことはいかなる内閣に
おいてもあるのです。こういう話のわ
からない人は、同僚議員には一人もお
らないと思う。これと何ら違わんじや
ないですか、何ら違わんでしょう、ど
うですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 例というも

のは一部適切でよく了解できますが、ほかの方においてはやはり食い違いを生ずるのです。地方公共団体の長と長が選んだ委員会との関係と、総理大臣と閣僚との間の関係は大へん相違しております。総理大臣は何ら理由がなくとも私どもを罷免ができるのです。地方公共団体の長は、理由なくしては罷免をすることはできません。また理由があつても、議会の同意が要るのであります。しかしながら、それはこの問題とは少し離れたことで、教育委員会の本質は当りまえの平生の地方公共団体の行政とは独立して、地方の長からは地方の議会の閣手を受けず、新法で言えば第二十三条、また、そのほかにも法律で委託した仕事がありま

○秋山長造君　ちよつと関連して。今の御答弁についてお伺いしますがね、なるほど文部大臣は現在の制度では、長と教育委員との間に調和がとりにくいから、そこで今度は調和をとるような方法を講じたと、こういうわけですね。

○秋山長造君　　そこでお尋ねします

が、その今度文部大臣が講じられた調和の方法というのは、長と教育委員会との関係において、一体長の方の権限を狭める形において調和をとられたんですか、それとも教育委員会の方の権限を狭める形において調和をとられたんですか、その点を伺いしたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは幾分長の方の権限がふえております。それは率直に認めます。

独自の権限として持つておる。これが教育委員会のいわゆる自主性なるもののこれは実質的な内容だと思ひます。ところがよつてもつて教育委員会が立つてゐるところの自主性のその最大の内容たる予算の送付権や、条例の発案権というようなものが、ごつそり長の側に移つてゐる。だからこれは何といひましても、これはもう自主性が失はれたといふことを、これはもう言わざるを得ないので。先ほどの矢嶋さんの御意見に対して文部大臣は、いや、それはその点はなくつたけれども、しかしそのほかにもですね。この新法の二十三条を見てもらへば、たくさん独自の権限が並べてあるといふことをおっしゃつておつたのですけれども、しかしですね。これは二十三条に並べてあるものは、これは別に新しくつけ加へられたものは何もない。問題はやはりこの財政権だと思ひます。この財政上の権限が、もうごっそり長の方へ移されてゐる。だから二十三条に列挙されてゐるような権限を持つてゐるといふその限度においては、なるほど文部大臣がおっしゃるような自主性と言へるものがあるかもしれないけれども、しかし、それは今日までの教育委員会が持つておつた財政権その他を含むところの自主性とは似ても似つかないほど、非常に狭められた自主性なんです。むしろ自主性と言へるかどうかからない程度の、きわめてこれは薄弱な自主性だと思ふ。第一今度は何ででしょう。教育委員会はあてがわれた予算を自分で使うことすら、自分の権限ではできないんでしょ。収入及び支出の命令ということは、これはもう命令権といふのは、教育委員会にはないんですか。

○国務大臣（清瀬一郎君） あなたの今

の言葉のうちで、初めに自主性は失われたとおっしゃいました。こんな自主性はないとおっしゃる、私はそうは考えないんです。自主性のおもなところは、一般の行政とは別に教育委員会の行政があって、この行政には長の方の支配を受けない、こういう建前が自主性とおっしゃるものと考えているのであります。この全体の建前は少しもくずしておりませんです。今度の新しい教育委員会も、一般町村と独立した教育行

政の機関でありまして、しかも執行機関でありまして、この執行については長の指図は受けません。教育委員会の自主性はここにあるのであります。なるほど教育予算は一般予算と一本になっております。一本になるについてもまたです、予算のうちに教育に係るものがあつたならば必ず意見を徴する、こういうことなんです。昔は意見がまとまらなかつた時分には、別に出すぞといったようなことがありましたが、これは町村と一般行政と調和を

○秋山長造君 私はども清瀬理論は

よくわからぬというのは、これはいいわゆる、失礼ですけれども、へ理屈だと思う。これは全くのへ理屈ですよ。法廷技術においてのみ私は通用するテクニクだと思う。これは私さつき具体的に例をあげて申し上げたのですがね。教育委員会へあてがわれた予算をです。そのときそのときの必要によって使うことすら、教育委員会自身にはその権限が与えられてないのですよ、今度の法律案では。それはあまりひどいじゃないか。そこまでやって、なおかつ教育委員会の自主性は寸分もそこなわれておらないとおっしゃるのは、私は理論家清瀬さんの抽

象的な理論ならば、あるいはそういうこともあるかもしれないけれども、**實際**の清瀬文部大臣の御答弁としては、私はまことにこれは取つてつけたへ理屈、理屈のための理屈にすぎないといふように思ふのです。それからかりに、百歩譲つて大臣のおっしゃる通りに、とにかく広い狭いは別として、独自の権限がある以上は、自主性が絶対ないとは言えないのだとこゝろおっしゃる。と、百歩譲つてそれは一応その点はそうかもしれない、こゝろしておきましよう。し

かしそれにしても今日までの制度、この教育委員会が持つておった自主性の幅と、新しい法律において教育委員会が持つておる自主性の幅というものは、非常に差があるということはお認めになりますか、その点はいかがです。

○國務大臣(清瀬一郎君) これはだいぶ言葉の争いになりかけていると思ひます。自主性というものは、私一つのものじゃと思つておられます。自主性で一つのものじゃと思つておられます。ここに自主性、ほかのことを言うのも、その本質、本体と、それにくついている属性ということがあるのであります。しこうして教育における自主性、教育委員会の自主性というものは教育行政を、よろしいか……、教育行政を町村長の支配の外に置く、これがその自主性の本体です。本体は失われておるのじゃございせん。そこで、もしもあなたの方のおっしゃる通り二本建予算を、予算権を持つことがこの自主性の中に含むと言へば、そのことは變つておりますけれども、私は二本建予算だけがこれが教育の自主性の本体とは見ておらんのです。教育委員会の自主性の本体は教育行政、わけても学校の管理、教員の服務、これらをするものが町村長と分つてやるのだ、これがアメリカの考へた、珍しいすぐれた教育委員会のアイデアです。よろしいか、それが判を押すくらいなことは、本体とはあまり関係のないことなんです。よろしいか、教育委員会が自主性ありという本体は、町村長の支配を離れて別の觀念で学校の管理をする、教育財産を管理する、教科内容についてみる、認

定をする、教員の執務状態をつかさどる、いわゆるレマン・コントロールをやる、これが自主性の本体であります。本体はちつとも失われておりません。しかしながら、定義の仕方で二重予算をやることもそのうちだとおつしやれば、それはなくなつておること御質問に及びません、この法案に書いてあるのです。しかし、それがなくなつたからといって、新しい教育委員会は自主性を失つたものだということにはならないのです。このところをよく御了解願ひたいと思ひます。

○秋山長造君 それは二重予算をやることが自主性の内容だとすれば、よりよい、まあ文部大臣としては二重予算をやるというより、予算送付権というよりなものは自主性と別なものだといふよりな答えなんですすけれども、これはもうあまりにもむちゃくちゃな議論ですよ、實際。これはもうこの教育委員会法ができたときの国会の速記録を見ましても、政府の答弁を見ましても、あるいはまた、その後文部省の人によつて書かれた教育委員会法の解説、あるいは文部省と関連を

持つて書かれた教育委員会の解説、あらゆるこの法律の解説に、この教育委員会の自主性なるもののこれは重大な内容として特筆されてあるのです。教育委員会が長に対して予算送付権を持つておるというところは、これは重大な内容になつておるのです。これはもう天下の常識ですよ。われわれはむしろ教育委員会の實際上の自主性のこれは一番大きな内容だと言つても過言じゃないくらいに思つておる。そういうことはこれはもう全然別に、故意に別なもののような前提に立つて、そ

してこの自主性という問題についての議論をされるというところは、私はちよつと、いささか議論の次元が食い違つてしまつておるに思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) ものの本体と属性とよく區別してお考へ願ひたいと思ひます。教育委員会はイギリスにもありますし、アメリカにも各州に置いてあります。その世界の教育委員会で、二本建ではないのです。教育委員会自身で自分の予算を持つておることもあるのです。しかしながら二本建じゃなくして町村の本体の予算の中に入つておることもあるのです。ニューヨークでもどこでもです。よろしいか、教育委員会の中で日本のように二本建のところもあれば、一本のところもあるし、さらに一本じゃなくして別に教育委員会だけの予算を持つておることもさあるのです。予算の組み方をどうするということは、世界いろいろであります。しかし、教育行政の本体、学校の管理、教科内容、教員の勤務、それなどを教育委員会がやらぬ教育委員会はあります。それゆゑにそれらのところを教育委員会の本質と押えて、国により所により違ひいろいろのものはアッテンダント、属性と見るというところが、これが正しい見方じゃございせんか。しかしながら、今の現在の日本では二本建予算があるのではありません。だから二本建予算のこともひつくるめて自主性とおっしゃる定義によれば、二本建予算がなくなつたことは、私に聞かにならなくても、これはきまつておるのですから、これは御質問に及ばないのです、こういうことが今われわれ論じていることの實

体でありまして、これ以上はだいぶん言葉の、教育委員会とは何ぞや、自主性とは何ぞやというところによつておるのです。世界の教育委員会を調べてごらん下さい。日本の予算二本建よりもつと進んだ、教育委員会が予算を持つておるのがあるのです。また、日本のようなところもあります。また、独立の予算なくして一本でやつておるところが非常に多いのです。それでもみなこれをもつて教育委員会と言つておるのだから、教育委員会の本体というものはそこだ。人間のうちに片手のない人もあります。それでも人間です。片足を切つた人もあるのです。それでも人間ですよ。しかし人間の本体は靈知靈能である生物にあるのです。その本体のところはちつとも違ひませんから、(笑聲)笑つちやいけません。それが私の考へなんです。あなたの方のおっしゃるところとあまり違つておるのじゃなくして、言葉が違ひがために、いろいろと議論があるように思ひます。二本建予算をやめたというところは認めておる。しかしながらこれを私は教育委員会の本質的のものじゃと思つておらんのです。本質的には胸と頭です。足ぐらゐ切られても人は同じことです。

○秋山長造君 私はそういう新興宗教みたいなことを聞いているのじゃない。そういう議論をしては、これはもう限りはないです。これは宗教の世界ですよ。しかも、きわめて低級な宗教の理屈です、それは私が聞いているのは、地方行政の實際面について、實地について私は意見を言ひ、そして質問をしてはいるのです。これはもう實際の議論をしてはいるのです。文部大臣は

しきりと抽象的に教育行政、教育行政ということをおっしゃるけれども、この教育行政にしても、教育行政とは何ぞやというよりなまた議論をしおれば、ただいまのようなどんでもない方へ発展しますから、「何ぞや」ということは私はしません。しかし實際に地方の教育行政が動いていく、教育行政を動かしていく力というのは何です。これはいろいろ力はあるのですけれども、一番大きな力は私はやはり予算だと思ひます。国の政治を動かしていくのでもそうでしょうが、国会を動かしていくのでもそうだとおもうのです。いろいろな法案があるけれども、一番根本的にそういうものを動かしていくところの一番大きな力というのは、やはり私は国の予算だと思ひます。だからその予算審議については、特に政府においても、あるいは国会においても、力を注いでいるわけなんです。法案の一つや二つがつぶれたからといって、政府は別に責任を問われる必要はないのです、けれども予算がつぶれたら政府は総辭職というところへ追い込まれるでしょうが、それだけ国の予算というものは政治面、實際の行政面においては強い力を持つておるのです。だから地方行政といえども、これは抽象的な雲の上に浮いた概念ではないと思ひます。われわれがお互いに政治家として地方教育行政を論ずる限り、これはもうその前提に教育予算というものがあつて、これはもう当りまえの話なんです。それは当然過ぎるほど当然な前提です。重要な教育行政を動かしていくこの教育予算、その予算に対する権限があるかな

いか、大きい小さいかということ
は、これは地方教育行政の問題について、これはもう中心的な問題だと思ふのです。教育委員会の自主性があるかないか、教育委員会の権限が大きいなるか小さくなるかということも、そのさしではかる場合にも、これは一番大きなものさしなんです。そういう角度から今度の新しい法案を見ますと、これは地方……、だとか何だとか手前のいいことをおっしゃるけれども、その具体的な内容を考えてみると、長の権限をいふ面からいふと縮小してある、その程度において教育委員会の具体的な自主性、具体的な内容なるものは、うんと狭められているということとを言うておるのです。私は文部大臣がそのくらの理屈がわからないはずはないと思ふのです。何も高遠な哲学論とか、宗教論を持ち出さなくても、これはもうごく實際的、事務的にお考えになつて、私の申し上げることは十分御了解がつくと思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今度の案で今まで俗に言つた二本立予算の制度をやめたということは、率直に認めておるのです。それからこれが重要なことであつたおつしやる通りであります。しかしながら、それがために自主性を失つたかという失つてはあらんと、教育委員会の自主性というのは教育行政を管理する、そこが問題なんです。世の中には二本建予算じゃない教育委員会も世界には非常にたくさんある、けれども日本よりもまだ進んで、教育委員会だけで税金を取つて自分の予算を作るところさもあるのです。

それとも教育委員会、それから二本建予算を少しもとらないで、一般の予算と同じように組んでいく予算もあるのです。それでも教育委員会、すなわち教育委員会の自主性がなくなつてきたと声を立てておっしゃいますから、やはり教育委員会の自主性というものは、独自の見解で学校その他の教育を管理する点にあるので、それは同じこととてございまして、こう言つておられます。それがために予算のことは重要じゃないとは言つておりませんよ。けれどもこの案では教育委員会の自主性は否定されてしまつたとおっしゃる御論に対しては、文部大臣としてはどこまでもそれを抗争しなければならぬので、それを欠いてお答えすること、私の任務ではございません。

○荒木正三郎君 私はいふ前ですが、ここへ入る前ですが、教育の自主性の問題について少しお尋ねをして、その後質問がとぎれたわけですが、若干問題が進展しておるように思ひます。そこで今進展しておる問題について私も若干疑義がありますので、なおお尋ねをいたしたいと思います。それは今政府が提案されておる教育委員会は、現行法に比べて非常に自主性が乏しくなつておるという質問をしたのに対して、文部大臣は決して自主性は薄くなつていない、何ら變つていない、こういう答弁をせられましたので、非常に問題になつておるわけでありまして、自主性が非常に薄くなつておるといふ一つの例として、教育予算の送付権、あるいは条例等の発案権、こういうものがなくなつておるじゃないか、これはもう十分理を尽して質疑が行われたけれども、十分な答弁がないわけでありまして。私はもう一つの例をあげますが、今度の新法によりまして、教育長の選任について教育委員会がこれを任命することができない、文部大臣の承認を得なければこれを任命することができない。私はこういうことは非常に不可解に思つておるわけなんです。この問題についてはこの該當する条項で十分質疑をいたしたいと思ひますが、教育委員会の自主性、あるいは教育委員会の権限というものを考える場合に、教育長すら教育委員会が独自の判断で定めることができない、こういうふうになつておるわけでありまして、これですべて教育委員会が現行法と同じような自主性を持つてゐるのだと、こういうことは説明できますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) これは現行法を改正する法律でありますから、現行法とは違つております。違つておること、教育はきつめて大切のことであつて、一本調子ばかりにはいかないうちいろいろな要請があります。わけてもわが日本民族は同じ人種であり、同じ言葉を使い、同一の文化を持った日本国でありますから、教育の目的と教育の水準はこれを一定のところに保ち、地方によつて区々となつてはいけません、こういう要請が一つあるのではありません。自主性、独自性も非常に尊厳なことではあります、これを尊重しつつ、やはりだれかがかじをとつて、日本国民の水準を維持しなければならぬ、あなたの方の社会党の御案も拝見いたしました。これも注意されてその目的のために教科委員会というものを設けられておる、これも一つの考えであります。だれかが各地方地方で自分の家のみそを自分で作つて一つ一つにやつては、これはその日本の教育の本来の目的に合わぬから、教科委員会が横からながめていこう、こういう考え、これも一つです。しかしながら、われわれは今日日本の議院内閣制の運行に顧みまして、横からながめていつてこの調子をとる、音頭とては結局は内閣に責任を持つ者でないといふといけないといふので、従前通り文部大臣をその責任者にしたのであります。従つて文部大臣に一機の一筋の連絡がないといふと、この目的を達しないのです。ちやうど日本と同じように議院内閣制をとりましたイギリスの一九四四年のいわゆるバトルー法を見ても、やはり同様の考えをいたしておられます。それゆゑにも各々々で、各県々で各自でそこだけでやるのだ、そこが教育王國だといったやうな考えからすれば、上下の連絡は手足まといで自治権を喪失しておるのうに見えますけれども、その要請一本が教育の原理ではございません。ことに日本、イギリスも同じことですが、一民族一國語で、わけてもわが國のような歴史文化を持つておる國においては、その水準を保つために、これだけの連絡は私は持たしてもらいたい、かようなことであります。私のところへ権力を集中する、権力欲でやつた考えはございせんから、どうぞ御了解を願ひたいと存じます。

○荒木正三郎君 私が今お尋ねをしておるのは、教育委員会の権限が非常に狭められてきておると、言葉をかえて言へば、教育委員会の自主性というものが非常に薄くなつてきておる、そういうことを大臣としては意識しておられるのかどうかという質問から出発しておるわけでありまして。大臣は現行法に比べて、今政府が提案している法案についても、教育の自主性というものは何にも薄くなつていないんだと、同じことなんだと、こういう答弁をせられるから、問題が起つてゐるわけなんです。自主性とは、いろいろこれは解釈もあるでしょうが、しかし、教育委員会が自主性を持つておるかどうかというところは、教育委員会がどういふ権限を持つておるかどうか、これは大臣もさつきおっしゃつておりました。どういふ権限を持つておるかどうかというところにかかつておるのかどうかといふことにかかつておるのかどうかといふこと、それとすると、言葉をかえて言へば、政府から出された新しい教育委員会法案は、非常に、現行法に比べて、非常にいふと何ですが、相当にです。(大幅に)と呼ぶ者ありえう、大幅に権限が狭められておるということ、大臣はお認めになりませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 秋山さんのお問ひに対して、
〔理事吉田萬次君退席、委員長着席〕
認めたんでございまして。しかしそれが大いにとか、相当とか、形容詞がつくと困りますけれども、今よりは狭まつております。

○荒木正三郎君 そうすれば、一番最初の大臣の答弁が間違つてくるということになるわけですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) そうじゃございせん。

○荒木正三郎君 教育委員会の権限が狭められてゐるということは事実です。これは今大臣もお認めになつた通りであります。そういうことによつて

て、教育委員会の自主性というものが非常に薄くなってきておる、こういうふうに私もこの法案を見て感じておるわけなんです。なるほど形だけは教育委員会という家は建つておる。しかしその中身が空っぽになっておるんです。私はそういうことを尋ねておるわけなんです。教育委員会は非常に権限が狭められてきて、その自主性というものが非常に薄くなってきておる、現行法に比べて非常に薄くなってきておる。これに対して大臣は、いや同じなんだと、ですからさっきの答弁を私はこの際修正をしておいていただきたいと思ふのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 教育委員会の自主性、すなわち一般行政を離れた独自の教育委員会ということは同じでございます。しかしながら、この法律をごらんになって下さってわかります通り、第二十四条の三号ないし五号のごときは、あの権限は町村の方に移りましたから、その限度において狭まっておることは、これは事実でございます。しかし、それがために教育委員会の自主性がなくなったという、(「なくなった」とは言わない、狭まってきた」と呼ぶ者あり)まあ狭まったてありまして、その権限が幾分この点において少なくなつております。また、しかし、県教育委員会において、任命権というものができておまして、これはまたふくれてきておるところもありません。(「何の任命だ」と呼ぶ者あり)そういうことでありますから、一番初めの湯山さんのお問いで、私がぎょつとしたのは、教育委員会の自主性が失われた、失の字、言葉ですから失われた、こういうことで、大喝せられ

まするからして、私は失われておらんと、自主性というものは、学校教育を一般行政と離れて別にやることだと、さらに言えば、教員の服務を、また学校の教科の内容、そういうふうな大切な教育それ自身を町村長と別にやるのが、これが自主性だから、それは失われておらん、喪失しておらん。しかしながら、あえて個々のことをおっしゃって、これは減つたのかといへば、お聞きにならんか。案を見たら減つておるんです。それは何も答弁を要しないことなんです。(「それは答弁を不当に利用しておる」と呼ぶ者あり)問題のあるところは、今のところでありまして、私は自分の言葉を勘弁して争つておるような気がするのです。

○矢嶋三義君 この問題については、湯山委員もだいたい質疑があるようですし、荒木委員もあるようですが、先ほど私の質疑の途中において、私は文部大臣の答弁の態度について要請をしたわけですが、改めていいないようです。そのまゝ。私に對する態度はどういうことはどうでもいいと思ふのですが、しかしですね、内容が実に支離滅裂ではつきりしていいない。大体この法律案はですね、与党の総務会を通じてそうして次官會議を経て、閣議を経て文部大臣が責任者として提案されてきておるわけなんです。でよくまあ大臣は、政党政治家において、政党的意見を十分聞いて云々ということをおっしゃっておるんですが、ここで五分か十分くらい休憩してですね、与党の方々と大臣一応お話し合いになって、これをわれわれがはつきり納得できるような、われわれというよりも、率直に言つて傍聴者になるほどわかるようにな

答弁をされた方が、私はこの審議の都合がよろしいじゃないか。そうでないともあさらに質疑が出る。((どこが悪いんだ」と呼ぶ者あり)あなた途中から来たからわからんが、(「今来たばかりだ」と呼ぶ者あり)途中から来たんじゃないからんだ。さつきからずっと続いていたのだ。経過を見ておれば、とてもこれでは納得できないし、大臣の答弁態度が変らないと、審議も私進まんと思ふのですが、従つて私は政府あるいは与党の立場をおもんばかつて、こういう議事進行を発言しておるわけです。

○田中啓一君 私どもはそのような必要はさらに認めません。大体お伺いしておりますと、御質問なる点もほぼわかりました。大臣の方の御答弁もそれに対して御答弁になって、おります。別段新たに大臣と政務調査会と相談をするというふうな必要はないと思つております。どうぞこのまゝお願いいたします。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は私の考へておることを率直に申し上げておるのであります。他の人と協議をしてこの答弁を改める必要は認めておりません。これで必ずおわかり下さることと思ひます。

○湯山勇君 先ほど大臣は私が自主性が失われたという質問をしたというところでございまして、これは私ではありますから、念のために申し上げておきます。で大臣はですね、事實はよくご存じなんです。で、われわれの質問しておる意図もよくおわかりになつておるわけです。にもかかわらずその内容を、自主性が失われたという表現をとつた。自主性が薄められた

という表現をとつた。その表現を反駁する御答弁しかなさつておらない。それからまた、荒木委員が教育長の任命ということは自主性の薄められた一つの例ではないかという質問に対して、教育長を任命、文部大臣が承認する、その理由だけ御説明になつて、それが自主性というものが、それによつて自主性が薄められた、薄められないという質問の焦点には、お答えにならないのです。で、お尋ねしておるのは、予算原案の送付権がなくなった。あるいは財産の管理権がなくなった。あるいは教育長の文部大臣承認ということがつけ加わつた。そこで大臣がおっしゃるような、教育行政をやるという自主的にやつていくという法文上の規定は存在しております。そのことは認めますけれども、しかしその認められた教育行政を自主的にやつていく、あるいは委員の身分を確保していく。ことに、その中の教育行政を自主的にやつていくというところは、それに対する予算的な権限が弱められておるわけですから、その完全な自主性の行使はできにくくなつておる。ことにこの間公述人の述べられた例で、熊本県はこういう法案が出たので、町長さんだつたと思ひます、とにかく現在子供の入つておる学校の建物だけを町長の権限で売り払つてしまつた。これは財産管理権が町長に移ればそういうことは起ります。あるいはあるかも知れませんが、栃木県でも当委員会から調査に行った黒羽中学校では同じような例があります。そうすると、かりに教育行政の自主的な権限を持つておつても、そういうふうな権限がなくなつていくことによつて、持つておる自主性のその意味通り

の行使ができなくなる。そうすれば、これは自主性の喪失だとえても、決して言葉の上での言い過ぎではないという解釈もできるので、大臣はそういう事態は御存じでありながら、自主性が失われたということを、法文の上でそうじゃないんだというふうにおっしゃるから、この議論はいつまでたつても果てないと思ひます。そこで、大臣にお願いしたいことは、今申しましたような意味合いにおいて、教育委員会が教育をやつていくためには、どうしてもこれだけの教員が要るんだというときにも、原案送付権がないために、それも守り切れないというふうな事態も起つてくる。施設もこれだけほしいと思つても、それだけどうしても得られない事態が起つてくる。そういうことになれば、かりに名目の自主性はあつたにしても、形式的な自主性はあつたにしても、実質的にその自主性というものの裏づけがなされない。それならば、その自主性というものはあつてなきがごとくではないかと、こういう意味にもとれる質問を秋山委員、荒木委員、矢嶋委員も繰り返したわけなんです。そういう意味合いです。そのことは大臣もよくおわかりになつておられるわけですから、それを自主性が薄まったという表現をしようが、なくなつたという表現をしようが、その実体を御把握になつて御答弁になれば、今申したような矢嶋委員の言われたようなことにもならないと思ひますので、そういう意味で、たとえば自主性が失われたというの、そういう意味なんだし、それから自主性がないというの、そういう意味なんです。から、そうすると実際に教育行政を

やつていく上の裏をなすところの予算の提案に対する権限がなくなつたといふことは、それは相議はできるにしても、やはり自主性の行使には大きな支障となる場合があるわけですから、それなればこそ、それをなくして円満な運営をはかるということになつたわけですから、どうかその実体をつかんで、表現の問題で議論しないで、実体をつかんだ一つ御答弁をいただければ、この問題は私はこんなに一時もかかる問題じゃなくて、五分もたてば片づく問題だと思ひますので、今まで私どもがお尋ねした意味はそういう意味なんですから、それを一つお含みの上で、重ねて御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 湯山さんの物の実体に即した、また連綿的の御質問には敬意を表するのであります。

○湯山勇君 どうもおそれ入ります。「ほかの者には敬意を表さないので、か「いいかげん」という意味ですか」「どういふ意味か、それをはずりしていただきた」と呼ぶ者あり。

○国務大臣(清瀬一郎君) まあちよつと待つて下さい。落ちついてお聞き下さらないといふと、かえつて意味は誤解されるのです。しかし湯山さんは、落ちついてよく条理を説いて御質問下さつたから、それで申しておるので

○矢嶋三義君 注意。湯山さんは落ちついて質問した、矢嶋と秋山さんは落ちついていない……。

○国務大臣(清瀬一郎君) 答弁は私がするのです。湯山さんは落ちついて御質問して下さつたといつて私は喜んでおるのです。どこが悪いのです。私の方でも二本建予算をやめた事実は認めて

おるのです。やめております。それからまた教育委員会の権限で二十四条の三、四、五項のごときものも、これは町村長または知事の方に移つております。これは認めておるので、私は同じことを言つておるのじゃと思ひます。ただ、それがために教育委員会が自主性という事になります。教育委員会が自主性の本体はどこにあるかといへば、学校の管理、運営であります。教員の職務の監督であります。こ

○湯山勇君 大臣の答弁を一応認めて、教育委員会の自主性は、それは法文の上ではあるといひます。しかしながらその自主性というものは、抽象的な自主性ではないわけですから、その学校の現場で教師が教える活動をし、子供たちが学び、そういう事実を見なければ、自主性があるかないかといふことは、抽象的には論じられない問題です。そうすると六十人、七十人の子供を一つの教室に詰め込んで、果して教師が適切な授業を行なつておるかどうか。今極端な例ですけれども、校舎だけ町村長が売り払つてしまつて、校舎のないところで教育をしなかつた、校舎のないところで大問題を起して、当委員会からも専門員が調査に行き、こ

○湯山勇君 守られない自主性ならば、それは自主性が完全にあるとはいひ切れぬ、こ

○国務大臣(清瀬一郎君) 今の教育財産を、町長が売つてしまつたといふような具体的な事例、私知りませんけれども、それは現行法のときに行われたことなんですね、今の法律で。しかしながら現行法の悪用と思ひます。今度は財産取得の代表等は町村長に移りまして、それによつて、第二十八条は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとします。と言ひますから、この管理権を十分に使えば、現に使うておる教室を売つてしまふなんといふたような極端なことは防げるといふことは思つておるので

○湯山勇君 どうも私はあげた例をとにかく言われるためにあげたのではな

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

できないのじゃないか、また、教員定数の問題にしても、施設の問題にしても、その他万般、ことに予算というよりな重大な問題ですから、その予算に對する権限が縮小されれば、完全な自主性の遂行といふことは、困難になるのではないかと、表現はともかくとして、実体はそこにあるのじゃないかといふことをお尋ねしているわけであつたといふ適切な、不適切はまた別個にお考え願ひたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) ひとつはお尋ねですが、ここにはまた、もう一つほかの要請があるのです。地方公共団体は一つの法人ですから、一つの法人に財産取得の権利、取得の権限者が二つあるといふことは妙なことになるのです。しかし、教育委員会は独自で教育をやるのでありますから、教育委員会の権限もこれは尊重しなければなりません。そこでこの法律のとりま

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

が教育委員会の自主性なるもののこれは重大な実質的内容だと思つたから申し上げたのですが、さらに、先ほど荒木委員から教育長の問題が出ました。それでこの教育長の問題については、文部大臣の御答弁はきつてあつたまいだと思ひます。地方団体が一つのものだといふ御議論は、一応認めると思ひますが、かりに認めると思ひましたとしても、一体地方団体の教育長といふ者は地方公共団体の職員なんですよ。これは地方公務員なんですよ、法律上からいへば。一体地方公共団体、自治団体の職員、地方公務員である教育長の任命について、文部大臣の承認がなければそれが任命できないといふのは、これは法律上どういふ御説明がつくのでしょうか。私はその点がまず一点として疑問なんです。

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○秋山長造君 自主性の問題について、疑問が依然として解けないのです。私は先ほど予算のことばかり申し上げましたけれども、これはまあ予算

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

○湯山勇君 どうも私はあげた例をと

が言えるかどうか、私はその点非常に疑問を持つのです。いわんや、この教育委員会が教育行政について人事権を持つという、その人事権の一番根本です。それから、教育長の任命権というものは、それについて文部大臣の承認というような重大な制約がついておいて、一体教育委員会の自主性というものは、これはあり得るのかどうか。形式的にはここに列挙されているじゃないかとおっしゃるけれども、その根本のところはこれは重大な制約を受けている、首根っこを握られていて、それでなおかつ自主性は変つていない、十分あるということができるかどうか、私も一度一丁寧懇切に御答弁願いたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) 前段のことは、まあ法律觀念のことでございますが、すなわち地方の教育長という、地方に属すべきものを、ほかの方の承認にかからしめることはどうだろうかというところでございます。これはたとえは今回の法律では、教職員は、義務教育の教職員は、これは町村の公務員ということにしております。ところが承認じゃなくして、その任命自体を県の委員会です。問題があるのです。と「呼ぶ者あり」ええ、問題もございすけれども、そういうことをやっているのです。そこで地方の教育長の選任について、やはり文部省で承認をするということは、法律にそつ立れば、それもできることと思つております。しからば、なぜそういう必要があるのかといへば、まあ日本は大都市町村という段階と、道府県、それから文部省と、三つに教育の組織がなつており

まするが、現在ではこれを貫いたものがないか、またははなはだ弱いのです。日本のような国では教育一体というとおかしいけれども、この言語を同じくし、伝統を同じくする民族の教育水準を保つためには、この三段階に何か通じるひもがある方がいいだろう、これが考えでございます。それをどうするか。あなたの方では教科委員会という合議体にしておられますが、やはりこれは今の議院内閣制度では文部大臣に結びつけて、悪ければ文部大臣が国会の非難を受ける。こういう連絡をとった方がいいという考えで、この承認制度を文部、県、町村とこういうことにならしておるのでございます。各町村の教育界または府県の教育界全くインデペンデントの存在ということも考えられますけれども、それよりもやはり連絡をつけた方が国のためになるだろう。教育の根本を大事にし、教育の水準をそろえる、こういうことにはこの方がよろうというところであれば、法律の方で説明がつく以上は、やはり承認制がよろうとかよりに考えておるのであります。

○秋山長造君 今の御答弁は私の質問に対する御答弁になつていない。そうした方が、とにかくそうした方が便利なんだからそうしたという御議論なんです。これは結局煮つめていへば、それは見解の相違だということになると思う。私はそうではないに、一体この法律の趣意として、あるいは国家公務員法、地方公務員法、こういうような人事に関する法律の趣意として、地方公務員である教育長の任命に国の承認が一々なければそれができないというようなことは、これは公務員法上私

は矛盾ではないか、一体今までそういう例が他にあるか。私は不幸にして見当らない。なるほど教員のこの身分は、これは町村の職員であるけれども、それを県が任命することにしていてはならないか。それは今度の法律、今問題になつていて法律でそういうことをやっておられる。だからこれは先例にはならない。また、それにはわれわれは大いに疑問があると思う。だからそれはそのときにお尋ねします。しかし町村の教員全部に對して任命権を持つんじゃないのです。県費支弁の教員に對してのみです。だからそこらに教育長の場合とは違ふところがあつた。教育長の俸給は別に一銭一厘もあなたが支払ひになるわけじゃない。これは全部自治体でお支払ひになる。それはばかりではありませんけれども、たとえはそういうこともあるじゃありませんか。だから今おっしゃる通りに、この教員の任命権だつて県が持つていないじゃないかというところで、だから教育長の承認権を文部大臣が持つても当りませんだという議論には、私はならんと思ふ。

それから後段の私の質問にはお答えがなかつたのです。一体教育委員会がここに列挙されておるような権限を執行していくについて、その事務を担当する最高の責任者が教育長なんです。いわばこれは、この教育委員会が頭とするれば教育長というものは首にも当る。これは重大なポストなんです。そこそこを教育委員会が独自で選ぶことができないで、一々よその方の文部大臣の承認がなければ選べない。結局これは根っこを押えられていて、首を

押えられていてと同じ格好になる。それで果して教育委員会の自主性ということが一体問題になり得るのかどうかということを疑わざるを得ない。市や町村の助役の任命に、一々政府の承認が要するといふようなことで、一体地方自治といふものがあり得るかどうか。多少性質が違ふけれども、例としてはそういうことも言えると思う。その点についての御説明がなかつたので、あらためてお伺ひいたします。

○國務大臣(清瀬一郎君) 教育長の任命を教育委員会だけでしてしまふということもできます。現在その通りなんです。けれどもそれは国全体の筋が切れてしまふということが今日の憂いでありまして、外国の例を引いてはなはだ失礼ですが、イギリスでは教育長の任命は文部大臣と協議してやつておるのです。わが国では協議といつたようにな強いことにはしませんでしたが、地方で任命する際に、こちらの方で承認を手える。おそらくはこの承認はみな手えるものと思ひます。けれどもこういうことで中央と連絡をとるといふことが、日本のような国ではいいだろう、国のためになるだろう、そういうことで教育の水準の維持ということができるのだから、こう考えておるのであります。

○秋山長造君 イギリスの例をあげられたんですが、私は文部大臣ほどに博識でございせんから、どこの国がどういふことをやっているかは知りません。私はただ日本の実情に基いて御質問をしているだけなんです。で、この教育長、国と全然無関係な教育といふものは考えられない。これはもうおっしゃる通りです。しかし、だから今ま

での教育はそうだったということになると、私はそうではないと思ふ。この間も長野の県の教育委員会の副委員長が見えて、その点について詳しい体験に基づく御説明がありました。で文部大臣は従来しばしば、今のようないふことは、もう国と全然無関係なしに、地方がでんでんばらばらなことをやっているんだ、そして九州と北海道とは、てんで似ても似つかないようなことすらあり得るのだといふようなことで、何ら文部省は、国は教育に對しては関係も何もない、発言権も何もない、だから改めなければならぬといふような極端な説明をいつもしておられますけれども、これは今度の法案をがむしやりに通されるために、そういうふうに極端な御説明をされているんだと思ふんで、現に全国の実情を見ました場合に、その文部大臣がおっしゃるやうなでんでんばらばらなことをやつておるわけじゃない。大体文部省から指揮、監督こそ、権限はないかもしれんけれども、指導、助言という形において指揮、監督に近いやうなことでやつておられるのです。それからあるいは通達もその一つでしょう。あるいはまた、いろいろな基準といふやうなものや、いろいろなものを地方の教育委員会へ流しておられる。また、教科課程といふやうなものも同様です。だからそういうあらゆる方法によつて十分連絡はとれておるのです。それからまた、教育委員会同士にしても、お互いに連絡協議会なり、あるいはブロック会議なりいろいろ持たれて、そして大体自主的にバランスをとつていくやうな運営になつておるのですから。だからそれがですよ、今

までですらそりやうて、大体日本全国水準をそろえた、ほぼ平均のとれた、バランスのとれた教育をやつてきておるのです。ところがそれでいかにといふことで、さらに今度強くされたんです。いろいろな面で。いろいろな面で強くされておる。だからくに国と地方教育行政との連絡をもつと密接にしなければいかにといふ、文部大臣のおっしゃることを一応認めるにしても、だからといふ、この教育長を地方に独自で任命しては、国との連絡がとれぬのだといふことは、思ふのです。それはあまり取つてつた理屈だと思ふのです。いろいろな今後逐条審議の場合に、次から次へ問題が出てくるのですが、いろいろな点で、国、具体的には文部大臣、文部省の地方の教育行政に対する発言権といふものは強められておるのです。何もこの教育長まで文部省が一々承認をしなければ、地方との連絡がとれぬのだといふところへ持つていかれることは、あまりにも私は飛躍だと思ふのです。教育長は、地方の教育委員会の独自の任命に、自主性におまかせになることの方が地方行政のためにも、また教育委員会の自主性を尊重する意味においても、私はよりいいんじゃないか、その方が当然なんじゃないかといふように考えるのですが、もう一度文部大臣の御見解をお伺いしてみたいと思ふます。

○国務大臣(清瀬一郎君) これはですね、論理はかりの問題ではなく、実際問題なんです。それでわが国のような国では、やはり教育の目的達成のために、また教育水準維持のために、このくらいなことがちやうどいいだらう。これより過ぎてまたいいませんが、今、現在においても各方面に指導をし、通達をするといふことをあげられております。それはやつております。やつておりますけれども、今のこの制度では実に隔靴掻痒で、靴の上からかゆみをかくような感があるのをごさいます。もうちやうと権限をちやうどいした方が、国のためになるうと思ふます。この見込みいかんの問題です。私もちやうどこのくらいいいだらう、こゝろのことでありま。地方から任命するのじゃなく、地方でこれよからうとおつしやつた時分に、拝見をしてつこうであります。このくらいいいと思ふておるのです。

○矢嶋三義君 議事進行について。委員長はちやうと中座されたので、今の質疑応答がどういう段階か、御把握に苦しんでおられるのではないかと思ふます。この質疑は大へん非能率に進んでおりますが、この一番大きな原因は、私は先ほどから再三申しましたが、文部大臣の答弁の態度にあると思ふのです。今質疑の段階は、どういふ段階かといふと、教育長の承認がいくつあるのか、この意見の相違の問題でなくて、今度の教育委員会法はあるいは教育長の承認の問題とか、あるいは予算原案の送付権の削除、こゝろいうようなその権限面から改められておる。こゝろの教育委員会と、新法成立後におけるこゝろの教育委員会の自主性といふものは、それは対中央政府あるいは対議会、都道府県議会です、対都道府県首長、こゝろいものに対して自主性が持たれるのではないかといふこの立場と、それから新しい法によつては教育委員は任命制になる。そうすると、今まで住民一人々々が公選して構成された教育委員会と、首長の任命にかかれたこゝろの教育委員会とは、その自主性という立場において、それは対議会、対首長、この立場において薄らぐのではないか、この一点にかかつておるわけなんです。それを先刻来何時間も前から文部大臣は、変らないのだ、そして自主性とは云々といふ、こちらが何つてもいいないことを、世界がどうのこゝろの言つて、無関係とはいひませんが、こゝろに広めて言つておる。こゝろい答弁態度だつたら、審議はともに進まないと思ふ。しかもわれわれ四人は伺つておる事態といふものは、これは私は良識ある国民が聞いておつたならば、はつきりしていることだと思ふのです。それをこゝろいようにして、言葉は適当でないかもしれないけれども、三百代言的な答弁をされておると次の質問に入つていけな。そして私はこゝろで言いたくないことですが、そのうちに松沢全教委の委員長を呼ぶことになつておるのですが、そのときに明白になるでしょうが、あの全教委の代表者と文部大臣との問答問題にいたしまして、衆議院から参議院段階、ずつと文部大臣の委員会における答弁、特に二、三日前の本委員会における答弁については私は大臣としては相当考へ直してもらわなくちゃならない問題があると思ふのです。それを何らの反省がなくて、あなたの独得な難弁術、説話術をもつてわれわれの質問に対処されるにおいては、私は非常に質疑といふものはかかるし、混沌としてくると思ふのです。私は質疑するに當つても、いかなる態度でわれわれは

臨んでいくかといふことを同僚諸君と相談しなければ、質疑されないと思ふておるわけなんです。そういう段階だといふことを委員長さん御承知の上で、本委員会を運営していただくたいと思ひます。まああと問題は……、今五時五分ですが、委員長さんどういふふうにお考へになつておられますか、それを私はあえて申しせん。

○委員長(加賀山之雄君) 矢嶋君から議事進行に關し御発言がございましたが、具体的にこゝろいといふことでもございせん。委員長といひましては疑念があらうならば、どうぞ各委員から御質疑をお願いしたいと思ひます。

○秋山長造君 私は今矢嶋委員からおつしやつたと同じような感じを持つておるのです。それでその点について一つ文部大臣の方で率直にお考へ直しを願ひたいとお願ひしておきます。そこで、前の質問を続けますが、結局清瀬文部大臣の御答弁を聞いておりますと、なぜ、一体文部大臣が教育長の任命にまで立ち入らなければならぬかといふ理由が、どうもきわめて薄弱なのです。要するにわが国のような国では、こゝろい方がいいのだといふ、こゝろい議論なので、それでは、こゝろい話にならぬと思ふ。私はこゝろい大上段に振りかざされた、しかも内容のない御答弁は、もうこれ以上いただかなくもつこうでありますから、一つ私のお尋ねする点について、実地に即して一つ行き届いた御答弁がいただきたいと思ひます。それは、文部大臣は公選制をやめて任命制にしたことが、教育のために非常にいい

といふことを繰り返しておつしやつておる。知事やあるいは議会の良識といふものを非常に信頼しておられる。そうして、こゝろい知事や議会の良識をもつて選んだ教育委員といふものは、従来の直接公選による教育委員よりもはるかにいいのだ、非常にりつぱな教育行政が期待できるのだといふことを繰り返しておつしやつた。そこで信頼されておる手続によつて選ばれた教育委員といふものが、今度は自分の補助機関たる教育長を任命するに當つて、なぜ教育委員におまかせにならないのか。教育委員の良識を御信頼なさるのか、どうも教育委員に勝手に教育長を選ばしておいたら、こんでもないことをやるんじゃないかといふように、非常に今までの議論とは打つて變つて教育委員、——新しい法律によつて選ばれた教育委員といふものを、あまり信頼をしておられないような感じがしておるのです。これは自分の手足になつて動く教育長の任命すら、教育委員が勝手にできないといふのは、この教育委員といふものに対して不安を持つておられるのではないかと思ふ。でその点がどうも教育委員の任命制といふものを大いに讃美されて参られた文部大臣の論理としては、私は非常に矛盾しておるように思ふのです。その点はどうかといふこと、これが第一点。それから第二点は、なるほど今度の任命制によつて選ばれた教育委員、教育委員をもつて構成される教育委員会といふものが、文部大臣のおつしやる通り政治的に中立を維持して、いふ最良の方法だとかかりにいたしたといひまして、その手足となつて実地に教育行政の事務をやつていくこの教育長

というものの任命に、一々文部大臣が関与されるということになると、その面から教育委員の政治的中立性というものが出てくる。申すまでもなく政党内閣の政党内閣、特に清瀬文部大臣は、就任以来自分は自民党の小使だ、文部大臣は党の小使だということを言っている。これらその政党内閣の文部大臣が、任命に当って関与するところの教育委員の選任というものは、やはり党の小使的な線によって支配される。それによってゆがめられるおそれがあるのではないか。だからむしろそういう弊害が起ってくることを防ぐためにも、教育委員の任命ぐらひは、これは教育委員会の自主性におまかせになった方が、政治的中立ということも、声を大にして言われる文部大臣の論法としても私は一貫していいのではない。まずこの二点についてお伺いしたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 具体的な行政組織でありますから、たつた一つの主義、命題でやるのではなくして、二つ三つの国家的要求がありますので、それを満たすために、具体的制度を作り出すから、一方の要求からだけ見れば、不徹底な場合もあるのがあります。すなわちお伺いの第一の、委員長に対する文部大臣の承認であります。一方において、教育が地方分権で地方ごとに行っていくということも一つの命題で、一つの要求であります。またしかしながら、日本のような国では、国家の教育目的を遂行するということが、教育水準を一つに保とうという、このまた要求もあるのです。この二つの要求を満たすためにどうした

らよいか。ここで調和をはからなければならぬが、一方国家的要求ばかり見ますというところ、承認じゃない、任命制にでもしたらよさそうに見える。しかし、それじゃいけませんので、また地方分権からばかり見れば、もう地方分権でやっているのが、一番いいように見える。これもその国全体の均斉を得ていくというところについては、欠陥があるというところが非難されておる現在、そこでいろいろな要求を勘案いたしました結果、この二つの命題、三つの命題をよく腹に入れて、勘案して、教育委員会、県の程度においては教育長をお選びになる。お選びになったものを一つお見せ願って、そこで承認を経て、初めて効力が生ずるようになります。その次のレベルにおいては、町村で教育長をお選びになれば、それを県の委員会へ見せて、これはよろうとあったようなことで連絡をつける。教育の縦の連絡、国中の均斉ということを保つ、こういうことからしてこれが考案されておるのでございます。

教育の中立のことであるが、文部省の方からして、だれを教育長にせよという注文するものでも何でもございませぬので、お選びになったものを拝見してこれを承認するのであります。おそれるはほとんど全部承認されることであります。党からの影響を受けるようなことがないためには、十分考えたいと思つておられます。これは、他の本委員会の委員の方から御質問がありました。これは十分考えて、適当なことにはいたしたい、かように思つておるのでございます。

これはもうここだけの文部大臣の所感に過ぎないので、これは、あなたに過ぎないので、独自のものは何にもないのだ、おれは党の小使だ、こういうことを始終言つてきておられるのでしよう。だからそれからいけば、清瀬さんのおやりになることは、これは一切が小さい党の小使としておやりになる。党の小使として終始するということ。腹をきめておる人が、党からの影響を排除するということは、私は矛盾しておると思う。そういうことは無生だと思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 党それ自身が教育は中立を守れという主張の党なんです。ですから、その小使といたしましても、中立を害さぬようにするのでございます。

○秋山長造君 それはほんでもないへ理屈です。党自体が教育の中立を守れという主張の党だから、間違ひを侵さぬというのなら、最初に返つて、公選制度をおやりなさい。公選制でやつてもいいでしょうが、あなたの党は、もう党自体が教育の中立を守るといふ党なんだから、だからあなたの党が教育委員を全部独占してそうして教育の中立を守れると思ふ、そんな人をおぼかにしたような、子供だましのような議論で私は片づけられることは不愉快です。委員長どう思われますか。今のようなことは、私の言うておることが無理がないと思ふのです。ね。そんな人をおぼかにしたような、議論をなさるのは、私は文部大臣としてではなく、私は私として思ふんです。

○秋山長造君 今言ふ通り、わが党は教育の中立を尊重せよということを終始言つていたのであります。私は教育の中立は守りたいと思ふ。しかしながら、国の制度でございませぬ、他の委員からも御質問のうちに御意見も出て、先日米拝職しておられます。十分にこのことは研究いたしたいと思ふ。

○秋山長造君 私は不愉快ですから、今の点はもうこれ以上申しませんけれども、私の党は教育の中立を本體とした党だから、そんな心配がないというふうな議論は、これはもうこの法律を論議する場合の議論ではないと思ふんです。これはその議論だつたら、何も公選制をやめる必要も何もありません。公選制をやめる理由として、あなたは自民党なら自民党が教育委員を独占するといふような事態となつた場合には、政治的中立が大いにゆがめられるから、だから公選制を廃止しなければいかぬというふうな議論をしてこられたんです。それが教育長の議論になつたら、今度は、私の党は常に政治的中立を本體とする党だから、そんな心配はありません。そんなあなたばかばかしい。人をこぼかにした議論はないですよ。しかしまあ、そういう議論をなさるのならなさるでけつこうです。私はその点をこれ以上お伺いいたしません。

それから教育長の任命について文部大臣が関与しなければ、どうしても国との連絡がとれないとおっしゃるの、これはあまりにも、それこそもう問題の事柄の一点だけにこだわられて、そうして全体の姿というものを失われている議論ではないかと思ふ。あなたは教育委員会の予算送付権の問題について、和をもつて導しとなすといふことをしきりに言われたようすですね。和をもつて導しとなす、それならば、こういう面にこそ和をもつて導しとなされたいと思ふ。そんな信頼して選ばれた教育委員に、その使用人の任命権すら完全に与えられぬというふうな、そういう疑惑といふか、不信といふか、そういう感じを持つて、何か一つ権限を持つてやらなければいかぬ、首根つこのところを握つておらなければ、何をするかかわらぬというふうな、そういう気持ちなしに、もうこれだけのいい方法で教育委員を選んだから、あの教育委員に人事の点はまかして、あとの点はいろいろな面で、あるいは指導、助言、あるいは援助を手える、またあまりに行き過ぎた場合には、措置要求もするといふような項目をうたつておられるのです。それでけつこうじゃありませんか。何も権限をもつてやらなければ言ふことをきかぬのだというふうな、それじゃ和をもつて導しとなすという御議論と全く正反對な私は御議論だと思ふ。その点もう一度お伺いしたいと思ふ。

○国務大臣(清瀬一郎君) この承認を与えることについては、これはもう和をもつて導しとなす、健全な考えで、地方の自治を尊重してやるべきものと思つております。決して地方のことを信用しないから、どんどんと不許可をやつていく、こんな考えでいくものではございませぬ。

○秋山長造君 もう一点お伺いします。ね、それならば私は実際問題としてお伺いしたい。この間公聴会の公述の中で、長野の県教育委員会の副委員長のお話し私聞いておりました、なる

ある以上は、教育委員会からいろいろいふこの点はどうか、あの点はどうか、ということしか聞けないと思うのですけれども、それ以外に、たとえば警察を使うとか、あるいはその他の機関を通じて別途に調査されるのでしょうか。そうでなければ、教育委員会を通じて調査される限りにおいては、五人の教育委員が見て、これは適任なりと判定したものをくつがえすだけの調査の結果は出てこないと思うのです。大臣が言われるように、それ以外の調査をされるということになれば、これは私は別個の角度から重大な問題として取り上げざるを得ない、どうでしょう。

○國務大臣(清瀬一郎君) 調査の方

法、閣下は、各そのときに担当して
る文部大臣の考えることであつて、こ
こで一律にあらかじめお答えはできま
せん。しかしながら、承認の判を押し
た以上は、責任はあります。自分の責
任を尽すために、しかるべき方法でや
るのでございます。それを具体的にこ

○湯山勇君 そりすると、大臣によつては警察を通じて調べる場合もあるののでございますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 調査の方法

はできません。
 ○湯山勇君　それを言つてくれなければ、これは審議できません。重大な問題ですよ、大臣、これは。それをぜひ明らかにしてもらいたい。そういうこととがあるんじゃないかということを私

ども懸念しておりました。ところが、大臣は簡単に今までは、特に先般竹下

○荒木正三郎君 私にはよくわからな

いのですが、この教育の水準を維持する
ために教育長の承認が必要なのだ、
それでは全く解釈できないのです
ね。たとえば教育委員会に教育長の任
命をまかしておけば、適当な人材を得
ることができない、どうしても文部大
臣がこゝへ一本入らぬと、適正な教育
長を得ることはできないとこういうこ
とであれば、まだ話はわかりますけれ
ども、全国の水準を維持するために教
育長の承認が必要なのだと言つたつ
て、てんで問題が違ふじゃないです
か。どういふ意味で教育長というもの
を文部大臣が承認しなければならぬの
ですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 文部大臣は

文部省設置法及び内閣法によつて、教
育に関する広範な責任を持つておりま
す。そのうちの責任で日本の定つた教
育目的を達すること、それからして
日本中にある水準の教育を維持するこ
と、責任は、大きな責任でございます
。現在の通り三段階の教育機関が、
何らこれ連絡なくして別々にやつて
おつては、ややもするとその目的が達
せられぬおそれがあるのであります。
そこで教育長の任命については地方自
治の精神により、教育の地方分権の精
神により地方々々で御任命になるけれ
ども、それを拝見してこれに承認を与
えるというところで、全国的連絡を
とる役を務めたいとこういふことで
ございます。

○荒木正三郎君 そりすると教育長を

承認することによつて、文部大臣が承
認することによつて、全国的な教育
の連絡調整ですか、そりういふものを
とろりとそりういふ考で、この承認とい
ふ語を入れたのですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) さようでこ

ないます。
○荒木正三郎君 連絡調整すると……、
そりういふことになりませんか、
承認するといふことによつて、文
部大臣が、教育長を使つて連絡する、
あるいは文部大臣の考えを全国的に連
絡するとか、あるいは調整するとか、
そりういふ役目に教育長を使うといふこ
とになりますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) その役目に

使うといふふうな表現をされますが、
と、いかにも不穏当でございますが、
しかしながら文部省の承認を得た教育
長が、各地で熱心に教育事務をされ、
文部省との連絡がとれるようにいたし
たいと思つております。

○荒木正三郎君 それでは教育委員会

の事務局長の、まあ教育長といふのは教
育委員会の事務局長の長ですね、そりし
て府県の教育行政をやるこの人に承認
を与えたからといつて、文部大臣が直
接これを使うといふことになる、こ
れは非常なことになるのじゃないかと
思ふのです。私も承認といふこと
だけでも重大な問題だと考へてゐるの
です。この承認をした教育長を、全国の
教育水準を維持するために連絡調整の
ために使う、そりういふことになれば、
この教育長を承認をした意味というも
のは、ますます重大なやつてくると思
ふのです。そりういふことをやつてい
いのでしょいか、この法案は。

○國務大臣(清瀬一郎君) 使うといふ

言葉は、あなたがお使いになつた言葉
なのです。そりういふ言葉をお使いに
なると妙に響くが、といつて私がそれ
を否定して後に文部大臣がやつて承認
した教育長が各地におかれて、熱心に

教育をやつて下さることは、連絡をと
るのに都合がいい、この目的だといふ
言つたので、使うといふ言葉は私が
言つたのじゃありませんよ。あなたが
おつしやつたのを、それは強過ぎる
といつて否定して、私が連絡をとるに、
その方がよろしいといふ言ひ直したの
です。

○荒木正三郎君 教育長が自己に与え
られておる任務を遂行するといふこと
は当然のことです。しかし一生懸命に
熱心に仕事をして連絡をとつてやつて
いくといふなら、教育長が自発的に他
府県の全国の教育長と連絡をとつて
やつていくといふのですか、どうです
か。連絡といふのはだれがとるのです
か。簡単に答えてもらつたらよい。

○國務大臣(清瀬一郎君) これは私の

言葉でおわかりになる通り、文部省が
国の教育水準を維持するためにいろ
いろ考へることもあり、またそのため
には教育長から承へることもあり、こ
の間の連絡をとつて、国のためにい
い教育の水準を保つと、教育目的の達成
をいたそう、こりう考へてありま
す。

○荒木正三郎君 そりういふと、私が

さつき解釈したと一緒じゃないです
か。文部省が、言いかえれば文部大臣
が全国の教育の水準を維持するため
に、文部省の考えを教育長に伝える、
あるいは教育長の方からいろいろの意
見を求めてそりう調整するといふの
でしよう。

○國務大臣(清瀬一郎君) そりです。

○荒木正三郎君 そりういふことがこの
法案に与えられてゐるのですか。文部
大臣にそりういふ権限が教育長にじかに
文部省の意見を述べる……。私はそり

うことまでも私はこの法案では考へ
なかつたのですよ。文部大臣が教育長
を集めて文部大臣が意見を述べて、そ
うしてそりういふことを実施してもら
いたい、こりういふことになると私は思
ひます。あるいは教育長を集めていろ
いろの意見を聞く、そりういふことを文
部省がその法的根拠を持つてゐるかと
うか、私は非常に疑問に思ふのです
。そこまでの権限をこの法案は持つ
てゐるのですか、文部大臣は……。

○國務大臣(清瀬一郎君) 教育長はた
だ教育委員会に属することをやうとい
ふことは今の法律にもあり、新たな法
律にもあります。でありますからし
て、教育の水準を維持したり、あるい
は日本の国の教育の目的を達するとい
ふことは、文部省から教育長に連絡
し、教育長に連絡するといふことは、
教育委員会に連絡するといふ意味も含
みますが、また、教育長さんの方で教
育委員会の意思として、この地方では
こりうだといふようなことを申し出に
なることもありましようし、その間の
連絡を巧みにとることはいいと私は
思つております。

○荒木正三郎君 かりに一步を譲つ

て、そりういふことが必要であるとい
つても、そこからは承認の問題
が生まれてくるのですか。承認権とい
ふものがなければそりういふことはで
きないのですか。
○國務大臣(清瀬一郎君) 承認をいた
して、どういふ教育長を各地方でお持
ちになり、それはよろうとこちらが
御賛成する、そりういふやうな人的関係
を持つことが、やはり今の私には役に
立つと思つております。

○秋山長造君 ほかの点を見ますと、

地方の教育委員会は独自でやるのでは
なしに、教育委員会相互に連絡協同して
いかなければならぬといふ義務がある
し、それからまた、文部大臣に対して
協力していかなければならぬといふこ
ともうたわれてゐるのですか。それか
らまた、別な点では文部大臣が地方の
教育行政に対して積極的指導、助言、
さらに援助といふやうなこともやれ
る。このことをきめられておられます
ね。で、そりういふことでこれはもう十
分じゃないですか。文部大臣が今おつ
しやうやうな文部省と地方との連絡調
整といふやうなことは、なぜこりうい
ふ問題の非常にいろんな面から問題に
なるやうなことをあえておやりになる
のか。しかもその教育長の政治的偏向の
おそれはないかといふ私の質問に対し
ては、わが党は政治的中立を本體とし
ておる政体だから、そりういふ心配はな
いといふやうな、まるで人を小ばかに
したやうなやつてつめたへ理屈をつけ
なければ説明がつかぬやうな、そりう
いふ根拠薄弱なことをあえておやりにな
る必要はないんじゃないかと思ふので
す。その点一つ荒木さんの御質問とあ
わせて私御質問しますから、一つ納得
のいくまで御答弁をお願いしたいと思
ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) この日本の

教育は、まず全体として連絡をもつて
よく水準を保つことが必要でありま
す。それによつて、この三段階の教育
機関、地方教育機関、府県レベルの教
育機関、文部省、それがまるきり関係
なくして存在するよりも、その間にせ
めては承認といふ関係で、機能的に連
絡を持つといふことが、目的を達成す

るにふさわしいと私は考えておるのであります。

○矢嶋三義君 話はずつとある部分的なところへ進んでいってゐるわけですが、従つて時間もありませんから、話を元に戻すんですが、教育長を現行教育委員会法によつて選任する場合と新法が成立後に教育長を選任する場合とにおいて、新法案の方が都道府県教育委員会においては、自主性は薄らぎますね。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今あなたのおっしゃるのは、承認ということがあるから、ひとりで一ぺんこつきりにやつてしまふということに比べれば、まあ薄らぐという言葉を使えば、そういう傾向はあります。

○矢嶋三義君 そういうことをただすためにさつきからやつてゐるのでね。それからもう一つ、現行法下における教育長と文部省との関係よりは、新法案によつて教育長の職についた教育長と文部省との関係は、連携その他について従来よりは密接になりますね。

○国務大臣(清瀬一郎君) さようです。

○矢嶋三義君 その意味において、新法によつて任命された教育長は、現行法における教育長よりは文部省の影響性をよけい受けるようになりますね。

○国務大臣(清瀬一郎君) そこはそう簡単にお答えはできないと思ひます。

○矢嶋三義君 影響性は全く同じでしようか。悪い影響じゃないんです。

○国務大臣(清瀬一郎君) ちょっとと待つて下さいよ。その影響性という言葉も、これはむずかしい言葉なんです。影響性といふと、日本の官庁がその行政執行について影響力を及ぼすと、こういう意味にとれるんです。わが国の教育法の全体は、地方分権でありまして、われわれの力でその影響、インフルエンスを地方に与えよう、こういう考えではないんです。ですから、しかしながら、連絡はこれで密接にできるということまでは、私は承認しておるのであります。これをやつたがために、政府のインフルエンスを、影響を府県に持つていく、もう一ついへば、圧迫をもつていく、そういうふうな意味はちつともありません。各委員会の独自性は現行法と同じように認めまして、しこつして連絡は一そう容易かつ緊密になると、こういうことなんです。

○矢嶋三義君 もう一、二点をわめて簡単に伺ひますが、文部省からいろいろと御調査していただいて、承認をされて任命された教育長は、現行法によつて任命された教育長よりは、少くとも文部省は文部省なり、文部大臣に対して親しみを感ずるようになりますようにね。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは御承認申し上げたのでありますから、そういうお気持ちがあるかも知れません。これは当然の結果とは申し上げませんが、承認はこちらから申し上げたものでございまして。

○矢嶋三義君 従つてこの新法下で任命された教育長は文部省に來た場合に、文部省の石段を上る場合並びに局長の部屋とか文部大臣、次官の部屋に行つた場合の気持は、現行法で任命された教育長が感ずる気持とはずいぶん違つて親しみがあつて、それだけにあなたの方の言葉がよく耳に入り、より以上

の影響を受け、そういう意味において対文部省という立場からは、教育長はやや自主性が薄らぎますね。そう思ひませんか、文部大臣。

○国務大臣(清瀬一郎君) 親しみがあつて、自主性がなくなるとは思ひません。そこへなると、私は思ひません。そこへなると、私は思ひませんが、そこは親しい間でも、公事と私事は別でありますから、私とあなたがこの大へん親しいおつきあひを願つておられますけれども、一たんこつ議論になるといふと……。

○矢嶋三義君 よけいなことを言ひなさんな。

○国務大臣(清瀬一郎君) 親しみがあつて私が……、承認したところから心理的影響を及ぼすといふところへ論じられるといふと、非常に私も困る立場になるので……。

○矢嶋三義君 まあ大体わかつてきた。突つ込めば、最近あなたと松澤さんとの間にいろいろ問題がありましたけれども、なかりしことがあつたわけですが、この問題にしても、承認された教育長と現行法における教育長の場合とは違つてくると私は思ふ。要するところ約六時間ほどかかつて明らかになつてきたことは、権限が現行法よりは弱まつたところの教育委員会の自主性とそれから教育長を文部大臣が承認を与えて都道府県知事が任命するといふこの人事の問題、こつこつ両面から、現行法下における教育委員会より、新法成立後に発足するであろうところの教育委員会の教育という立場に立つた自主性というものは、人によつて見方は違ふであろうが、ともかく薄らいでくると、一体これはいかように

この学校教育の現実に影響してゆくであろうという点が、これからの議論の焦点になるわけでございます。こつこつあたりでちやうど一段落ついたかに、この問題に關する限りついたかに思ひます。別に、明確になりましたので大臣の答弁はよろしゅうございませう。

○委員長(加賀山之雄君) 何かほかに御質疑はございませんか……。

今日午前中少しロスしましたから、委員長はできればもう少し御勉強願ふといふように思ひますけれども、しかしこれは各委員の御意見で、委員長といたしましては……。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加賀山之雄君) 速記をつけて。各委員の御意見も出ておりますので、本日の委員会はこの程度で終了いたします。

明日は午前十時きつかりから委員会を開きます。

午後六時十一分散会